

翻刻・講談丸本『享保太平記』四・五（終）

高橋圭一

高橋架蔵の講談丸本『享保太平記』翻刻を今回で終了する。これまで全五冊のうち第一冊（仁 卷之一・二）・第二冊（義 卷之三・四）の翻刻は『大阪大谷大学大学院 日本文学論叢』第十五号（二〇〇九年三月）・第十六号（二〇一〇年三月）に「翻刻・講談丸本『享保太平記』一（二）」として掲載し（執筆者 岡部好美）、『大阪大谷大学紀要』第四十五号（二〇一一年二月）に第三冊（礼 卷之五・六）の翻刻を載せた（「翻刻・講談丸本『享保太平記』三」執筆者 高橋圭一・小島文子）。本号には残る第四冊（智 卷之七・八）・第五冊（信 卷之九・拾）を、「翻刻・講談丸本『享保太平記』四・五（終）」として掲載する。今回の執筆者は高橋である。

梗概

四

卷之七 大岡越前守忠相は井伊掃部頭に典一坊の身元調べを願っ

たが拒絶され、小石川の水戸中納言網條（つなみだ）を訪ねる。網條は大病中であったが忠相に逢い、早速身元調べのことを請けあう。「明日午刻までに江戸城から上使が来なければ切腹せよ。自分も吉宗の面前で腹を切る」と言つて登城し、吉宗と問答に及ぶ。ようやく「勝手にせよ」との上意を得て、吉宗をその場に釘付けにしたまま、忠相へ上使を遣わす。忠相は今正に切腹するところであった。ここで、忠相が吉宗に見出されて立身した由来が語られる。登城した忠相は網條から「上様名代」の名目を頂戴し、身元調べを命じられる。この八日後に網條は他界。忠相は八ツ山御殿へ、「明日五ツに南町奉行所へ御成りあれ」と使者を送り、山内伊賀亮が承諾する。

卷之八 翌朝、堂々たる供揃えで南町奉行所へ典一坊一行が着くと、くぐり門から入らされる。「上様名代」一故上座に着座した忠相から典一坊の出生・生立が問われ、浄楽院が返答する。大勢の供を連れて先ず大坂に向かった理由を聞かれると、伊賀亮が返答する。行列・乗物の格式等についても、伊賀亮はよどみなく質問に答え

る。名前の「亮」の字について不審された伊賀亮は忠相を言い伏せ、今日の無礼を謝らせた。忠相は弁舌では無理と悟り、典一坊身元の現地調査を始める。佐渡へ隠密を派遣したが成果はなし。江戸の加納大隅守（将監の子）屋敷へ忠相が赴き、沢の井のことを尋ねたが埒が明かない。そこで紀州へ家来平石次右衛門と吉田三五郎を早打で遣わし、二人が帰るまで病氣と称して引きこもる。平石・吉田の調査は難航したが、沢の井のかつての朋輩喜平を探し出したことから、本物の落胤は死去しており、典一坊は偽者とほぼ判明する。

五

卷之九 平石・吉田は沢の井（お沢）と落胤を葬った幸伝寺に参詣する。法沢即ち典一坊と目星を付けた二人は、法沢の顔を知る二人の者を連れて江戸へ戻る。忠相があわや切腹という時、平石・吉田の早打が忠相の屋敷に到着した。二人の報告を聞いた忠相は松平伊豆守役宅へ行き、功を譲り伊豆守の内命を受けて調べたことにする。忠相・伊豆守は吉宗に典一坊が偽物であると言上し、忠相は典一坊召捕りを命じられる。典一坊に逃げられないよう万金の警備を固めた上で、忠相は親子対面を取り持つので自分の役宅への御成りを伊賀亮に申し入れる。伊豆守も待ち受ける、と。承知した伊賀亮は祝儀のための能興行を典一坊に勧める。能の最中に典一坊は居眠り、不思議な夢を見る。夢占いを請われた伊賀亮は答えず、大森彈正が竜の夢で吉事と占う。伊賀亮は突然病氣を発し、明日の供を外

れる。その夜赤川大膳が伊賀亮を見舞うと、病氣は嘘で「典一坊の偽物が露顕したので、八ツ山に残って切腹する。大膳もそうせよ」と勧め、さらに「忠相は敵ながら天晴、典一坊・浄楽院・藤井左京等は彼に召捕らせよう」と言う。不審がる大膳に伊賀亮は天文を示して事情を説明し、先の夢も凶夢と明かす。大膳も納得して伊賀亮に従う。明朝、伊豆守は預かると称して証拠の二品を取り上げ、忠相は伊賀亮・大膳召捕りのため、八ツ山へ平石・吉田以下大勢の捕手を向かわせた。八ツ山では伊賀亮が家来たちに金子を与えて暇を遣わし、大膳と一間で酒を酌み交わしていた。血氣の大膳は捕手に釣り出されて外に出て鬨った末、召捕られる。伊賀亮は捕手二人を斬り殺す。

卷之拾 伊賀亮は指を切った血で辞世を書き、切腹する。伊賀亮の振舞に感心した忠相は、後日密かに己の菩提寺に葬った。典一坊を待つ忠相のもとに、典一坊の母を名乗る乞食女がやってくる。法沢が殺した本物の典一坊の母であった。実の典一坊の父のこと、出生のことなどが明らかになる。忠相は法沢を知る人物二人を隠しておいて、「茶を差し上げる」と偽って典一坊にその前を通らせた。二人は法沢であると証言する。典一坊が困いに入ると、かつて自分が死んだと思わせるために犬の血を塗って海に捨てた衣類等が置いてある。典一坊の顔色の変ったのを見た忠相は、与力に召捕りを下知する。典一坊は忠相自らが縛り上げた。観念した典一坊は素性と今までの悪事を白状し、赤川大膳・藤井左京・浄楽院も皆罪を認め

る。以下の頭分の者たちも悉く召捕られ、典一坊他が処刑されて一件落着。翌年に至って忠相は一万石加増され寺社奉行に出世した。

翻刻凡例

- 一、漢字については、基本的には旧字体は新字体を用い、異体字は通行字体に直した。
- 一、宛字はそのまま残した。ただし、明らかな誤字で通読に支障がある場合のみ、右横に（ママ）と表記した。特に読みにくいと思われる漢字には（ ）を付してルビを振った。
- 一、關字はそのまま残した。
- 一、仮名遣いは、活用語の活用に誤りがある場合も含めて原本通りとした。
- 一、合字は開くこととした。
- 一、「二而」は「にて」と表記した。
- 一、「ム」は「御座」と表記した。
- 一、原文には、会話や心中語を示す庵点が多く使われているが、必ずしも発話の最初におかれている訳ではない。原文の庵点はすべて残したが、新たに発語者と会話文や心中語を区別するため「・」を付した。
- 一、踊り字は平仮名単数の場合「ゝ」「ゞ」を、カタカナ単数の場合「ゝ」「ゞ」を、漢字単数の場合は「々」を用い、複数の場合は「く」「く」で統一した。

- 一、濁点、半濁点、句読点、中黒は、私に付した。
- 一、濁点は原文にもごく稀に付されているが、特に区別は付けなかった。

一、鈴木圭一氏から借覧した御架蔵本『大岡政要記』によって『享保太平記』の明らかな誤字・脱字等を訂正できる場合には、特に注記せず訂正し、数文字以上に亘る場合や、いずれを採るべきか迷うような場合には（鈴木本 ○○）として本文中に注記した。

四

享保太平記 卷之七

既に國開らけ國家治りてより、立身出世に及ぶもの揚て数ぞふるに暇あらず、然れ共忠の為に身を立出世に及ぶもの少く、遠くはいざしらず近く徳川の御代と治りてより立身出世に及ぶもの、田沼・柳沢及び数多御大名に召出たるもの有といへども、一命をさし出して大名に相成たるもの少しといへども、既（一オ）に当時下総佐倉の城主堀田家は、三代將軍家光公様を産み奉りし春日の局の為に相從兄どふしにいたして、母御乳を上たるに依て、七万石御取立に相成り、柳沢は女房おさめ容顔うるはしくによつて、五代將軍家をたぶらかし百万石の御墨附、次ぎには田沼はいふも更也、皆忠によつ

て頂く録といふには無之、一命を投うつて戴きしは当時奥州白川の
 (一ウ) 大守阿部家の御先祖阿部豊後守忠秋、家光公様より三ヶ年
 の間御詞不被下を押して御奉公申上、寛永九年七月廿七(鈴木本
 廿九) 日音にも高き宮戸川を乗り切り乗戻り一命を捨ての働らき、
 依つて拾万石御取立に相成。是に續ひて此度の大岡越前守忠相、典
 一坊どの御身分調べの義に付切腹と思ひし処、(鈴木本 忝度なら
 ず) 二度三度迄九寸五分を腹に突立しといふ、並な(二オ) き無
 類の忠臣にいたし、当時三州西大平に於て一万石、分家は武州入間
 郡岩槻の城主にて二万石、両家三万石の録頂戴に及ぶ。随分倭肝邪
 智を以て録をむさぼり升るものも多く有之といへども、忠義の二字
 を以て録を喰むものは格別、大平におゐては此二人に限り升る。扱
 又越前守切腹とぞんじたる処、神君より御霊夢を蒙りて今一度御
 譜代のどふく(二ウ) たる井伊掃部頭様御屋敷へ罷出御逢奉願候
 処、早速御目通ふり被仰付、へ掃部頭様表へ被為入、左右には朝顔
 の掛りたる御燭台十二本附まして、御後ろの方には御近習の面々相
 扣升て、是へ越前守御招きに相成、御取次案内いたし罷出、へ越
 「乍恐夜中罷出御逢奉願候処、早速御目通り被仰付、難有仕合奉存
 候」。へ井伊「越前、只今取次のもの申には天下の一大事(三オ)
 に付て(鈴木本 参つたる趣何事有る)。「御意に御座り升。今般
 天下の一大事に付、) 乍恐夜中御目通りを奉願升る、定て御聞及も
 御座り升たるふが、上方におゐて噂御座り升たる御落胤典一坊殿、
 一昨日八ツ山御殿へ御着被遊、昨日御証摺拜見といはし御頭伊豆守

役宅へ御成り御座り升て、其節某居合升て御尊顔拝し奉る処、不思
 義成るかな、額に連山のコツキ頭れ、眼中にサツキ立、頼より懸て
 ザツの相頭れたるは、是迄人を殺したる事度々有之、二度刃(三
 ウ) に掛りて命を落すと申御人想に御座り升る。乍恐九代將軍家と
 可奉仰御方、刃に掛りて御落命有之は天下の大乱に御座り升る。
 依て今一応越前守へ御身分調奉願候処、御頭伊豆守殿御聞濟無之、
 無摺今朝直言上と存御門明き登城に及候処、御取次田沼主水口上悪
 敷によつて御機嫌損じ閉門被仰付、乍去此儘差置候得ば天下の大乱
 と罷成、よつて今一応(四オ) 御身分調被仰付候様奉願度罷出候。
 あはれ御取受被下候様」。へ井伊殿御聞被遊、「越前、其方の願ひ尤
 のよふなれども、此義は了簡違ひであらふと掃部は存る也。能考へ
 て見よ、御落胤典一坊殿義は当所計にあらず、大坂表におゐては城
 代土岐丹後守懸りを以調べ、京都におゐては諸司代溝口伯耆守調
 べ、当所におゐては老中伊豆守調べ、上様に於ては御覚へ有之(四
 ウ) と申、御人想といひ御弁舌迄も能く似て被為入と申事、御証摺
 は上様の御墨附并紀州家御調法たる天下に三品の一品、志津三郎兼
 氏の短刀御所持被遊、何を以て疑ふ処可有之哉。何事も人想にて事
 の定るといふ事可有や、夫は其方が心得違なり。またた老中伊豆が
 其方が願取受んも尤至極なり。上様の御立腹実に尤の次第なり。
 大坂城代・京都所司代(五オ) 老中が調たるものを南町奉行へ下
 げて調べ直す杯と申事可有や、又その方も一旦頭たる老中が、「調
 べ相違なき」と申を、組下の身分を以て調直す事願ふ杯とは、上を

軽んじたる致方なり。何も人想にて事を定るといふ事は不可有、此義は見合みあはせてよかるふ、殊に閉門中出歩行など申事甚だ以て不宜敷、引取て慎み時節を待て扣へませい。掃部頭折を見合、上様の御前は(五ウ)取繕ふて遣す」との仰故、へ越前、只々御当家を月星(鈴木本 目当)と心得罷出たる処如此の仰ゆへ、逆も押かへして願ふた処が御取請には相成間敷と存、「是はく御上意御尤の仰御座り升る。甚だ越前心得違、慎て御座り升ふ」と御暇ごひいたし、駕籠に打乗すこく引取たる。駕籠の内にて考へ、「逆も越前が運命尽る処と相見へたり。此上は切腹より外なし」と存たれども、「外に能よき簡もあらん(六オ)か」と考へたるが、「まで逆も死する一命なれば、是より水戸家へ罷越し、叶わぬ迄も願てみん」と存じ、「乍去二百日余も御病氣、当時は余程の御大病と承る。御病中なれ共(鈴木本 「なれ共」なし)御目通り如何なれども、斯ふく成る上は水戸家より外に願ふて出べき処もなし、今一応罷出願てみん」と。若し御病氣によつて御会不被仰付時は、切腹とかくこは元よりいたし居る事也。へコレ六尺、誠に以て夜中太義には(六ウ)候得共、酒代はとらせ遣す間、是より小石川水戸殿の御館迄参て呉れひ。へ六尺「宜敷御座り升る。どれ迄も参り升るが、我々共の御奉公で御座り升る。へ然らば、ちと刻限もおそく成たるゆへ急ぎてくれひ。へ「奉畏」と日ごろの御召遣ひ方の宜敷ゆへ、快く是より丸の内をぬけて、「ドウと」と既にはや小石川へ罷出たる時は、はや四ツで御座り升けるが、御切手御門に掛て、へ越前守「御門番

衆、南町奉行大岡(七オ)越前守に御座り升る。無扨御会願度間、夜中罷通」と申込ゆへ、へ御門番老人罷出、御中の口へ案内に及ぶと、御中の口番罷出、越前守を客間へ案内に及び、茶煙草盆出し、其内に與より御取次罷出、「南町奉行には何御用有て御出に御座るや。御取次仕るで御座ろふ。へ越前「これはく御取次御苦勞千萬、夜中罷出奉恐入候得ども、天下の一大事に付、兼て御病氣の義も存居候へども、無扨御会願度(七ウ)罷出候。何卒御会被仰付被下置升様に宜敷御取次の義奉願」。へ取次「いさる承知いたし、暫く御扣へ被下」と待せ置まして、御取次御前に罷出ると、へ水戸家御三代中納言綱條公様御前には二百日余り御病氣にて、殊に十日已然よりは御枕も上り兼御大病御触出に相成、昼夜御医師の面々(鈴木本 拾貳人ツ、)詰合居て(鈴木本 の看病、)御大病と申事に御座り升る。是へ御取次罷出、御枕元に進み寄、「乍恐御取次奉申上。南町奉行(八オ)大岡越前守罷出、「御病中と申、殊に夜中罷出奉恐入候へ共、天下の一大事出来仕り、御会相願度」罷出升たるが、御会被仰付升るか如何、奉伺」。綱條公様此義御聞被遊、「なんと天下の一大事出来いたし、南町奉行越前が出たか。へ「御意に御座り升る。へ水「苦敷なひ、是へ通ふせ。天下の一大事と有ては私ならず、病氣は私事なり。乍去「病中故、居間をゆるせ」と申て越前を是へ。へ「ハ、奉畏候」と早速此方へ来り、(八ウ)越前守へ向ひ、「被仰候通り言上いたしたる処、「一大事と有ては私ならず、御病氣を押して御会被仰付。乍去病中故居間をゆるせ」との上

意、イザ御案内申上る。へ越前「是はく難有仕合奉存候」。案内につれて綱條公御前に罷出ると御近習衆二十人（鈴木本 計居并、御次には御医師の面々拾式人計）相扣へ、此処へ越前守御畳三畳程此方に平伏に及ぶと、へ綱條公様には十日計り以前より御枕も上り兼たるを、天下の一大事と有て町奉行の出る（九オ）事ゆへ起上り玉ひ、へ「越前か、病中ゆへ夫迄出る事も成り難し、居間をゆるせ」と乍仰、御しとねを御下り被遊候ゆへ、へ越前は「奉恐入、矢張其儘被為入」。へ水「イヤく左にあらず、天下の一大事と有ては私ならず、病氣は私事なり、不苦敷」と御しとねをばづし被遊、「越前、もつと是へ来れ、長々の病氣にて甚だ耳も遠く相成たり、是へく」。へ越「ハ、難有御上意に御座り升る。斯御大病の処へ夜中（九ウ）罷出御目通り奉願、甚だ奉恐入候得ども、天下の一大事の義出来仕り、無拗御会願度罷出候処、早速御目通り被仰付難有仕合奉存」。へ水「是越前、天下の一大事と有ては予も甚だ心配いたす。何事成る哉」。へ越「御意に御座り升る。御病中には候得共、（鈴木本「御病中には候得共」なし）御落胤のよし申立德川典一坊どとの申御方、大坂表御乗込に相成、然るに一昨朝品川八ツ山御殿へ御着に相成り、昨日頭伊豆守役宅（十オ）におみて御証拠物拝見として御成御座り升たる処、私も唇合升て御尊顔を奉拝候処不仕義成る哉、額に連山のコツキ頭れ、眼中にサツキ立てほふりかけてザツの想頭れ、是正敷是迄の内人を殺したる事度々にて、二度刃に掛て御落命被遊と申御人想に御座り升る。乍恐九代將軍家と奉仰御

方、刃に掛て御落命有ては天下の騒動に御座り升る。余り不思議の御人想ゆへ、今（十ウ）一応越前へ御身分調べ被仰付被下候様に御頭迄奉願候処、御頭におゐては御取受無之、よつて今朝御門明登城に及び直言上奉るの処、御用御取次田沼主水口上悪敷によつて君御機嫌をそんじ、閉門被仰付その儘切腹と存候得共、左様仕る時は誰か一人西丸へ御直りをサマタグルモノ、無之、然る時は天下の乱にも相成り、依て閉門中罷出御病氣の処もかゝりみず奉恐入候得ども、（十一オ）何卒越前へ御身分調被仰付候よふ奉願候」と忠義表にあらはれ申上げるに、へ水戸公委細御聞届被遊、越前守が忠心御感有て、「いかにも只今其方の願ひ水戸中納言取受たり。心配に不及、病中ながらも押て明日御門明き登城におよび、是非上様と問答いたしても、明午刻迄には御身分調べ申請上使を立る間、明日午の刻迄には（鈴木本「には」なし）宅に在て相待候へ。夫とも明日午上刻迄上使無之（十一ウ）時は、切腹いたせ。汝壱人冥途へはやらぬ、願ひ叶わぬ時は中納言綱條も吉宗公様御前におゐて切腹いたす。中納言綱條と南町奉行越前と切腹致す時は、実の御落胤たりとも、よも西丸へは御直し有るまじ。午の刻迄相待、上使無之時は切腹致せ」との仰ゆへ、へ越前「ハ、」と計り、難有さ身に余り及眼より泪を流し、「コハ難有御上意に御座り升る。斯御大病を押しての御登城」。へ（十二オ）「イヤく不苦、病氣は私事、明日を相待」と御暇被下たる処、へ越前「左様ならば御暇頂戴仕り、明朝の御上使を奉待」と御暇申上御前を下り、是より宅へ引取、其夜もま

んぢら（鈴木本 まんじ）とも寝入らず、小石川の方へ向ひ燈明を照らしタイカン香を捧げ、東照大神君の御軸を懸、一生懸命に神君并日本六十六ヶ國の大小の神祇三千一百二座の御祈り、明午の上刻をぞ相待ける。へこちらは水戸（十二ウ）中納言綱條公様、越前守歸りし後に、「是、明日は門明き登城に及ぶ間、供の義申付ひ」と仰故、へ早速御供の方へ、御門明き御登城御供御沙汰相成と、御家中一同大に驚き、「御大病にて御門明き御登城とは不思議の事」と尋たれども、御沙汰ゆへ一同支度に及びける。へ綱條公様には、「髮月代」と仰ゆへ、御医師の面々大に驚き、「乍恐斯御大病に御髮月代は相成兼候」。へ「イヤ〜苦敷なひ。（十三オ）病氣は私事、登城いたすに此有さまにて登城は相成兼る。不苦敷」と有て、御月代御櫛を被遊ゆへ、御小姓頭取御ぐしを上げ奉り、夫より一度に四服宛御薬を被召上て少しの間御寝みなし、其内にはや明七ツ時近く相成故、御供の面々御玄閏に詰る。其内に綱條公様御目覚に相成り、また〜一度に四服も御薬を被召上、御支度被遊内に七時相成るゆへ御供触に相成、「御供揃宜敷御座り升る」と御供（十三ウ）が揃て、へ中納言様御薬を御貯被遊て、奥より直に駕籠に御召被遊て御出に相成。表御門八文字に押し開き、「シタン〜」と下座ぶれいたし御出に相成たるが、「御病中ゆへ成丈静かに」といふ仰にて、乗物のふれざる様にいたし、「シタン〜〜」と御通行に相成るといへども、夜中の事ゆへ人通りは無之、只々欠出すは犬計と弁イロ〜。へ只々迷惑仕るは見附番、其外辻番計なり。へ（十四

オ）扱其内に大手御門に懸り、まだ夜明前故御門の開らくを相待、駕籠の棒鼻を御門に押し当相待内はや六ツ時に相成り、御太鼓櫓に上り御数寄屋御坊主ぶち追取升て、明六ツの太鼓を、「ドン〜〜」と打切を相圖に惣御門をひらきに相成故、大手よりは水戸様御上りに相成り、「水戸殿御上り、シタン〜」の制しのことへ諸共に御上りに相成、御中の口に列して御坊主四人罷出けるゆへ、へ（十四ウ）水戸様「坊主〜」と御召有て、「肩をかせ」と仰あつて御坊主衆の肩に御掛り被遊、御詰所へ被為入、「是湯を持って〜」と仰ゆへ、御坊主衆銀の御茶台に御湯呑を添へて御湯を持来ると、へ綱條公御薬りを召上り、「コレ昨夜泊番の御用御取次は誰じゃ」。へ「高木伊勢守様に御座り升る」。へ「然らば伊勢へ『是へ』と申せ」。へ「奉畏」と高木いせ守様御召に相成罷出、「是は〜水戸様には御早き御上り（十五オ）に御座り升る。殊に御病氣のよし承る、如何被為入、御全快に相成ましたか」。へ水戸「イヤ〜極大病成るを無撓義に付、押して登城に及たり。『中納言綱條公御逢を願ひ度』と申上よ」との事に付、「奉畏」と早速吉宗公様御前に罷出、「乍恐奉申上候。水戸中納言登城仕り、御逢を奉願候。御膳御急との義に御座り升る」。へ（鈴木本 「何んと中納言登城致した。」）へ「御意に御座り升る」。へ「綱條公（鈴木本 には）病氣のよし」。へ「左様に御座り升る。無撓義に付、（十五ウ）病氣を押して登城仕升たる趣に御座り升る」。へ吉宗公「ナニ、病氣を押して登城いたしたは。然らば膳所へ急ぎ申付ひ」。へ「奉畏」と御膳所へ御急の御沙汰

に相成ゆへ、いつもより半時計御早く御膳所へ御沙汰に相成ゆへ、いつもより半時計御早く御膳を召上り相成、表へ出御被為遊、「綱條公を是へ」と仰せあり、御用御取次高木伊勢守こなたへ来り、「乍恐御案内奉申上」。へ水戸「ム、心得たり」と仰（十六才）有て、「コレ伊勢、病中ゆへ歩行甚だ難義なり。汝が肩をかせ」と伊勢守が肩に掛りて八代將軍吉宗公様の御前に罷出、大問答に及ぶといふ一件より、午の刻大岡越前守既に切腹に及ぶといふ処へ、御上使乗付るといふ一件、上様水戸殿大問答は一息繼で申上する。（十六ウ）

扱また徳川の御世治て奉行の老人と呼ばれし人は大岡越前守忠相、いか様後の世迄名を残さんといふには一通りの義にては相成ません。既に我朝開らけてより以来、世の政事を預るもの多く有之といへども、其名を後世に轟かすもの少く、就中平氏清盛の代におゐては小松内大臣重盛、鎌倉右大将頼朝の身内におゐて秩父庄司重忠、北条九代執権の時は青砥左（十七才）衛門藤綱、徳川家におゐては老中板倉内膳正・町奉行大岡越前守、尤寛永の時節御老中松平伊豆守智得信綱と呼ばれしもの有之といへ共万事不揃、寛永十四年丑肥前天草島に於て一揆起りし時の働らき偏に小兒の如し。如何となれば先に御名代といたして板倉内膳正下り、九州の大名十三万の勢を引て惣大将の役を勤め、二度敗軍に及びたる趣承り、（十七ウ）我より御名代を願ひ島原に下りけるゆへ、終に板倉内膳正島原におゐて

討死致す。偏に松平伊豆守が殺したるも同前で御座り升る。なんと左様では御座りませんか、我等にも致せ、島原一揆の惣大将と相成り罷下りたるものが、身不性と有て二度御名代に下るとあつて如何致して其仁に对面相成ませふや、其位の事不察信綱に候得ば、是小兒の箇発也。（鈴木本 小兒も同前也）板倉の身に成て考（十八才）られてよからん。内膳正下知行届を以て被仰付候共、辞退致すこそ武士の本意に可有か。武士は相見互の事、然るを我が智の有とばかり心得、我下る時は面目なく内膳正は討死いたすといふ処に不心付、我より達て御願ひ申上、御名代に下り板倉に討死させ、然らば其功あるかと思へば、イヤハヤいふにいわれぬ程の致方にて、入らざる井楼など城中を見んとて、駒木根（十八ウ）八兵衛が鉄砲に当り、只々残りしは大ひ成山の如くの台残りて合戦難義に及びし始末いたしてみれば、天下の政事を預り名の一字（鈴木本 高名の二字）は請る事相成ません。夫に引替大岡越前守杯の義は、元は纔の六百石より出て八代將軍吉宗公様の御取立によつて三千石南町奉行の役相勤、身分は小録に候得共、忠義の重き処は大山の如く、人命を預り世の（十九才）中の政事を預り、吟味に及ぶと雖も決而鉄をあて吟味いたしたる事はなしと申は忠相に限り、一目白眼たる義に於ては、ヨモ違ひといふ事無之由、越前守夫故山内伊賀亮美濃におゐて、「今日日本に恐る、ものは老人無之が、唯々恐る、は大岡越前守只老人なり、此ものに一目見らる、時は似せもの露頭いたす」と有之、大坂へ乗込し程の事也。然るに一目白眼て似せ（十九ウ）も

のに相違無之、依て頭伊豆守迄願ふといへども一切御取請無之、是もまんざら無理ならず、其身御目代といたして老中職相勤ながら、組下たる町奉行へ下げて調べ直さする事の相成升ふや、爰に於て不取次、また將軍家に於て御子様御老人も無之処へ、御落胤と申殊に御人想御弁舌までも能似て居るといふ事を御聞被遊、御自身に墨附短刀を御(二十才)渡に相成る事も御覚有之事ゆへ、実の御子と思召、一日も早く対面致度と思召被為入候処へ、是と申取留もなき事、只御人想が悪敷調直しいたし度と申事ゆへ、吉宗公様一切御承知無之、依て水戸様一命に替て越前へ御身分調べ被仰付と申が此度の義、水戸家無之におゐては徳川の天下八代にいたし乱の元と可相成を、流石水戸殿に御座り升る。御三家とはいへ共尾張(鈴木本紀州・尾張)とは(二十ウ)打て替り、副將軍といたして天下の政事を預り、夫故交代と申事は御座りません。御一代にたつた一度若殿御誕生に相成し時、御下り計りなり。其替り爰ぞと申時は、水戸家老人の御取計ひに御座り升る。夫ゆへ此たびも越前が願ひを御取受被遊、なんと二百日余も御病氣にて十日已然より御枕も上らざるを申を押して御登城、中々以て余の常の人の及ぶ処に御座りません。既に御登城に相成、(二十一才)上様御膳も御急ぎと申上たるゆへ、吉宗公様「何事か」と思召、御急ぎにて御膳被召上、御表へ被為入、「水戸中納言是へ」と仰故、綱條公様高木伊勢守の肩にかかりて將軍家の御前へ罷出、へ「中納言綱條に御座り升る。久々にて將軍家の御前へ罷出御尊顔を押し奉る処、御機嫌うるはしく被為入奉

恐悦候」。へ吉宗公「是へく、綱條久々にて対面いたす。長々の病氣の趣いかゝいたしたるや、(二十一ウ)いまだ病中も聡と不致様子、今日の登城は何事に可有之哉」。へ「是は難有き御上意、如仰長々の病中度々御見廻等も被下置、難有仕合奉存候。殊に十日已然よりは益病氣重り、今日は無拋義有之病氣を押して登城に及ぶ義に御座り升る。へ吉宗公「ナント申、枕も上り兼ねる程の病氣を押して登城に及ぶ。夫は何事か出来致したるや」。へ水戸「御意に御座り升る。天下の一大(二十二才)事出来いたし、夫ゆへに病氣を押して登城仕り升て御座り升る。へ吉宗公「ナニ、天下の一大事が出来た、夫は綱條何事じや」。へ水戸「さればに御座り升る。御落胤典一坊義に御座り升る。私は病中ゆへ能不存居たるが、此度当所に御下向に相成たる趣、しかるに南町奉行大岡越前守一昨朝老中役宅に於て御尊顔を奉拝候処、額に連山の黒氣顕れ、眼中に殺氣立て頼よりにかけてザツの想顯れたる(二十二ウ)趣、是偏ひとへに是迄人を害したる事有て、三十才にならずして刃にて命を落すといふ人想に有之趣、乍恐九代將軍とも奉仰べき御方、刃に掛けて御落命有之時は天下の大乱に御座り升る。依て町奉行越前守、御身分調べ被仰付被下置候様奉願候由之処、如何の筋合を以て不被仰付、閉門に相成升たる趣、此義奉伺度、中納言綱條義病中押して登城仕り升て御座り升る」。(二十三才)へ吉宗公、「コレハしたり、天下の一大事と申事ゆへ何事かと存たる処、落胤典一坊の義此度越前守甚だ不届至極なり、その方義は病中ゆへ子細も不存故也。始め大坂へ乗出城代土岐丹後守

調べ、其後に京都に於て所司代溝口伯耆守調べ、当時老中伊豆守が調たる処聊疑ふ処もなき落胤、殊に予が渡置たる墨附・短刀は相違なき両品とも所持いたし、人想といひ弁（二十三ウ）舌迄予に能似て居る趣、兼て大坂より申越たる処なり。然るに南町奉行越前、予が取立に依て当時勢ひ宜敷ゆへ其勢にまかせ、老中を押退けて南町奉行如き身分を以て、人想が悪敷杯取留もなき事を申立、調直し度杯申事は言語同断也。よつて閉門申付たり。へ水戸「ハ、仰の通り至極御尤の様に御座候得共、甚だ君の御了簡違ひに御座り升る。成程越前町奉行（二十四オ）如き身軽の身を以て御身分調奉願候処、不屈の様には相聞へ候得共、退きて御考被遊（鈴木本 候べし）、全く左には御座りません。天下の御為と存心無二のものに候得ばこそ奉願。余の者に候得ば頭たる伊豆守懸りを以調べたる事なれば、少しはうろんと存ても其儘に差置、兎角時の宜敷に随ふは当時の習ひ、然るに越前天下を大事と存候へばこそ、頭を向ふにいたしても御身分の（二十四ウ）調べ奉願。又余の義と替り天下の御家督をも奉定御方様の義に候へば、信の御落胤にも仕れ、臣等一統此君ならば御家督に直し奉りても不苦敷と申ながら宜敷御座候が（鈴木本 苦しからずと申事で無ければ相ならず）、忝人にも心に不落入もの有之ては、御直し申事難成、是非〳〵今一応は越前へ被仰付候様、水戸中納言綱條奉願。又君には、予が取立によつて勢ひに任せ慢心いたしたるとの仰に候（二十五オ）得共、如何いたして余人はいさ知らず、越前に於て左様のものには御座りません。能々

御考へ被遊て御覽被遊、南町奉行を世の人「越前」と申ものは御座りませず、「名奉行〳〵」と呼なし、は何の為に御座り升る。仮初にも名奉行と呼ばれ候もの、目に不叶御落胤に候へば、御身分調被仰付まして宜敷かるふと奉存。又此名奉行と呼初升たるは誰より申出して御座り升るや、名奉行の三字承度、此度綱條（二十五ウ）奉伺」と申上る。へ將軍家にも是には御挨拶難出来、だまつて被為入。へ水戸公に於ては一生懸命、若願ひ不叶時は御目通りに於て御切腹遊ばす御了簡ゆへ、席を進み〳〵申上たるが、何を申も御大病を押して御登城の事ゆへ、御腹中苦敷相成ゆへ、「坊主〳〵、湯をもて〳〵」。へ「奉畏」と御湯を持って来ると、御懷中より御薬を御取出被遊召上り、湯を一口召上り、又々將軍家に（二十六オ）打向ひ、「乍恐綱條が願ひ被仰付候様」。へ吉宗公「いかにも綱條が願ひゆへ申付度候得共、此度の一件計りは申付る事相成らん。越前、役義慢心に相違なし、決て願ひ差免す事相成らん」。へ水戸「成程君には御子様御忝人も無御座候、子に迷ふは上下共同前たり。しかれども軽きものとは替り升る。淳和奨字両院の別当、武家の棟梁たる御家督容易に御直し申事は難相成（二十六ウ）、余人は如何候哉、御家督の義は中納言綱條が不承知に候得ば、御直申事相成ませぬ。乍恐願の通り越前へ御身本調べ被仰付候様奉願。只今も申上候通り名奉行の名を取りし事、越前如何いたして役義の慢心など可有御座候や。名奉行の三字を以て被仰付可然と奉存候。名奉行の三字は誰より申出して御座り升るや奉伺、是非〳〵名奉行たる越前へ御身本

調被仰付御承知なき内(二十七才)は綱條席は引不申、何卒被仰付
 升る様」と將軍家へ膝をすり付く申上るゆへ、へ流石の吉宗公も
 此義には御弱り被遊、一言も御返答無之に依て、綱條公すり付く
 言上仕るといへども更に御返答無之、其内はや九ツ時の時計とも相
 成ゆへ、水戸公も甚だ氣を御せき被遊、午の上刻迄には上使可遣、
 若又夫迄上使無之時は越前守切腹の約束ゆへ、猶々膝をすり付
 く、(二十七ウ)「乍恐御返答奉伺。名奉行の三字は誰人より申触
 し升て御座り升すや、其名奉行越前へは如何致て御身分調被仰付ま
 せんや、奉伺」と頻りに申上る。其内にはや午の刻の御時計、「チ
 ン」と相鳴る故、綱條公面色替り玉ひ、御自分様は御大病を押
 て御登城なれば逆も御存命は難計、其儘切腹を御いとゐは無之候得
 共、忠臣たる越前守に切腹させ度無之ものと思召、頻りに被申上た
 る故、(二十八才)へ吉宗公様にも朝五ツ時前よりの事ゆへ御勞有
 之玉ひ、無御挨拶御座を御立、既に奥へ被為入れんといたすを、へ
 綱條公御袂に取付、膝にて御裾をしつかと押へ玉ひ、「乍恐御返答
 不承内は、御席は御立せ申事相成ません、何卒綱條大病を押して登
 城いたしたるにめんじ、被仰付升る様に奉願。如何致して名奉行た
 る越前、今更御憎しみ有之被仰付御座りませんや。名奉行の三字を
 奉(二十八ウ)伺」と有之、御袂をしつかり握り一寸も動し不奉ゆ
 へ、へ吉宗公にも弱り果、「綱條勝手に致せ」と乍仰袖振り切て入
 らせられんと致すを、へ綱條公「勝手に致せ」との御こへを承る
 と、両の御膝をか、へて前へばつたり引居へ、御裾へしつかと押て

置て、へ「伊勢く」。へ「ハ」。取急ぎて越前へ上使を相勤、同
 道して登城いたし候様、急ぎて呉る、今午の上刻迄に上使無之時は
 切腹の約束也。(二十九才)急げく」との御上意故、高木伊勢守
 「奉畏」と股立高く取上て、「ワラく」と欠出し大手に來りたる
 が、大急の事に(候)得ば誰人の馬といふ事も不構、下馬に繋て有
 之馬をほどき、ひらりと打乗り一角蹴込んで飛が如くに、「イヨウ
 く」とむち打まして南町奉行所へ乗付來る。へ然るにこちら
 は越前守、昨夜小石川御館より引取、今日の午の刻を相待、四方の
 御神々を祈りて居る処へ、既に午上(二十九ウ)刻とも相成といへ
 共、更に御上使の沙汰無之故、「扱はいよく我願ひ叶わんと相見
 へたり。願ひ叶わぬ時は殿中におゐて御切腹の約束也。おかれては
 不相成」と無紋の麻上下に白無垢を被召、九寸五分を取出し、疊を
 三疊重ねて其上にふとんを敷、既に切腹と相見へると、用人石子伴
 藏・平石治右衛門・吉田三五郎、并奥方・御母堂様迄立出、「是は
 したり、御切腹御尤には候へども(三十才)今暫く御扣へ被遊」。
 へ越前「イヤく左にあらず、中納言綱條公様は二百余日の御大病
 を押して御登城被遊、午の上刻迄に上使無之は逆も願ひ不叶、殿中に
 おゐて切腹致す、汝じも其時は切腹いたせとの仰、早二刻に及ぶと
 いへども今以御上使の御沙汰無之、はや綱條公は御切腹と存る。越
 前がおくれを取ては申訳可有之哉。冥途黄泉の御先仕る」とて諸肌
 押ぬぎ既に御切腹の体ゆへ、奥(三十ウ)方・御母堂さま并に石子
 ・平石・吉田等両の御腕にすがり、「先々今暫く御扣被遊て」。「イ

ヤ／＼そこはなせ。止るも時に寄。ハナセ／＼。「イエ／＼今暫く、いかに午上刻と申升ても、上刻よりは是迄御上使來るには余程間も御座り升る。御扣へ被遊候へ」と止る内に、はや午刻（鈴木本午の半刻）に相成故、「如何致て一寸もこらへる事相成るべきや。ハナセ／＼」と身をもんで居る処へ高木伊勢守乗付來り大音に、「御上使／＼」と呼はる（三十一オ）故、へ門番共承り、今迄は皆門番に至る迄奥におゐて御切腹と申事ゆへ、しほれかへつて居たりしが、上使のこへを聞て、「御上使／＼」と呼込ゆへ、御玄閔番壹人與へ欠込み、「御上使に御座り升る」。へ越前「ナニ御上使、ア、難有願ひ叶ひつるか」と取急ぎ支度直す間も御座りませんゆへ、其儘玄閔迄御出迎ひ申上。へこちらは高木伊勢守、馬より飛び下り玄閔に向ふと、越前「是は／＼御上使御苦（三十一ウ）勞千万に御座り升る。越前御出迎ひ申上る」と、へ早速書院へ御案内申上る。へ伊勢守「只今水戸殿御上使の仰也。同道登城いたし升るよふとの仰」。へ「コハ難有仕合に御座り升る。暫く御扣へ被下」と上使を待せ置、馬の支度申付て其身も支度を直して立出、「いざ御供仕らん」。「然ば」と有て早速玄閔より馬に乗、供は跡より來る様に申付、或人馬を揃へて逸もくさんに「イヨウハウ／＼／＼」と乗來ると、（三十二オ）下馬先にては大騒ぎで御座り升る。ナゼト申せば供待の面々は馬を繋ぎ、下座敷を敷て居る処、殿中より欠來り手繩をほどき馬を乗り參りたるゆへ、別当は大きに驚き、「ソリヤ馬どろぼふ」とて追欠たる。いづれへ參つたとも不知、下馬先におゐて

乗逃にあつたとて大騒ぎの処へ、間もなく乗かへりたるゆへ別当「どろぼふ」と呼われれば、へ高木「コレ／＼左様のものにあらず、大急ぎの御上使故、（三十三ウ）一寸借り受たる処也。其代り馬を一ツ頼む間、大岡の供の來る迄世話いたし呉」。へイヤハヤ別当計は迷惑千万、馬を乗られたり其上ならず今更恣頼まれ、乍去無抛預り居ると、弁。へ然るにこちらは大岡越前守、高木伊勢守諸共御前に罷出ると、へ水戸様におゐては、「勝手にいたせ」との御上意有といへ共、綱條公御壹人にて御申付も相成らず故、將軍家を御立せ不申相待処へ罷出て、（三十四オ）弥典一坊どの御身分調べ被仰付、典一坊を呼込で吟味に及、日本無類の南町奉行と山内伊賀亮と大問答、如何相成やは是は明晩申上る。（三十四ウ）

既に水戸中納言綱條公御大病押て御登城に相成、半日の余御問答被遊たるが、將軍家名奉行の三字には困り被遊、御返答無之。如何いたして御返答相成らんと申ると、此名奉行は吉宗公様御自身に御申出に相成たるゆへに、御返答御支なり。是又如何となれば、未だ吉宗公の徳太郎様と申て加納將監の方に被為入る内で御座り升たが、或時御供二人連にて、御領八万石と申もの伊勢に御座り升る、（三十五オ）南向北向と申処に御陣屋が御座り升る、是へ御遊に被為入、或日之事にて陣屋のもの共、「綱打に被為入升る様に」と御進め申上、綱打に出玉ふ処、折悪敷魚と申は恣疋も掛り不申、打網も／＼も既にあこぎ浦迄參りたれ共一向魚不取、最早向ふは殺生禁

断の場所ゆへ、へ「徳太郎様、今日は御帰り被遊て又々明日御出が宜敷ふ御座り升ふ」とへいふと、徳太郎様「是向ふの方は大分魚の(三十五ウ)居りそふな処じや、向ふで打てみよ」と仰せゆへ、「向ふは殺生禁断の場所にいたして、網など下す事は相成ません」。へ徳太郎どの「苦敷なひ予じや、予は紀州の三男徳太郎也。予が打に誰がなんと申、苦敷なひ」。へ「御意には御座り升が、如何成る事にも相成ません。もし網など入る、ものあれば、其場所に生理に相成升」。へ「イヤく苦敷なひ、然ば予が打」とて御自身に網を取、御打(三十六オ)被遊たるが、元より古今のいたづらゆへ網も御上手にて、「ヒシヤリ」と一あみ打たる処、禁断の場所なれば魚も多く居て、大ほふといふ魚五六疋も掛りたるゆへ、大きに悦び被遊、「大そふにかゝりたり、打てく」と既に十五あみも御打被成候処、沢山に取れ御帰り被遊。へ「是は何と申魚じや」。へ「御意に御座り升。是は大ほふと申魚で御座り升る。俗には是をやから魚と申升る。此阿漕が浦より外に決て取れざる(三十六ウ)魚に御座り升る」。へ「イヤ夫は珍敷」とあつて焼て召上りに相成たるが、扱名計りにいたして味の宜敷ない魚にて、徳太郎殿、「是は味ひのわるひ魚だ、皆其方共へ遣す」と下されに相成。陣屋の面々大に悦び、此もの共は喰ひ致さず不残棄種屋へ持行て、売払ふに菅正三奴も大き成るは四匁位に相成ゆへ、「不思議もふけいたしたり」とて、毎日く網打に被為入候様御進め申けるゆへ、面白き事(三十七オ)ゆへ、へ徳太郎どの、「今日は又どんとやからを取て遣はそふ」と、

毎日く御出に相成処、へ山田の廻り同心共これを見付、奉行大岡忠右衛門へ斯と訴へけるが、へ何を申も紀州家の御三男と申、いまだ御年も不参事故、只御遊びの事とは存たれども、其儘にいたし差置時は天下の御法破れけるゆへ、紀州の徳太郎殿也とて網を打て苦敷なひと申せば、下に於ては是を守るものなく、上より正敷して見せ(三十七ウ)ねばならず、爰に於て大岡、「然らば明日又御出に相成たらば、汝等遠方よりかよく致せ。然らば御子さまの事ゆへ驚き被遊て、以後御出も有間敷、夫をも御用ひなき時は致方有」と下知に及びたるがゆへ、同心共様子を伺ひ居ると、又々翌日も御出に相成、網を打玉ふゆへ、同心の面々遠方より緋房の鉄刀をひらめかして、「御上意く」とこへ懸ると御供の面々、「徳太郎様、山田奉行より召捕の同心(三十八オ)参りたり。早々御帰り被遊」と申上げれば、へ「イヤく苦敷なひ、誰じやと思ふ、紀州の三男徳太郎なり。打てく」と御座り升から、「その義は宜敷御座りませんから、先々御帰り被遊」。へ徳「イヤく苦敷なひ、予が打々と仰有て御自身に、「ヒシヤリく」と打て被為入故、同心共あきれ果、早速立歸りて此段を山田奉行大岡忠右衛門へ訴へけるに、へ大岡「其義ならば捨置事不相成、我自分に繩を打かよふく(三十八ウ)致す間、相圖を不違取計」と申付、支度いたして阿漕がうらに至り、徳太郎殿網を打て被為入後ろより、大岡忠右衛門、「御上意」とい、ながら踊り出て、徳太郎殿を捕て押へ繩を懸る故、へ流石御幼年故めそく泣ながら、「忠右衛門ゆるせく」。予は紀州の

三男徳太郎であるぞ、ゆるせ〜」。へ忠右衛門「乍恐紀州の三男徳太郎様が殺生禁断の場所御存なく網打杯と申事可有之や。徳太郎様にもいたせ、(三十九才) 禁制の場所へ網打たれば生埋めに致すが、左様御心得あれ」と早々山田の奉行所へ連来り白洲へ引すへ、へ忠右衛門徳太郎どのに向ひ、「是、其方義は何ものじや、定めて乱心ものであろふな、乱心ものとあれば御上に於ても御取上は是な非ず。予は紀州の三男徳太郎であるぞ、ゆるせ〜」。大岡「だまれ其方は先刻より紀州の三男(三十九才) 徳太郎と申が、左様では(鈴木本 無いぞ、成程) 当時御三男徳太郎様南向北向の御陣屋へ御遊に被為入て居る故、汝じ徳太郎と申たらば御ゆるしに相成ろふと存すべきが、如何いたして紀州の御三男たる徳太郎様が殺生禁断の場所へ網など御打被遊る事が有ふや。予は徳太郎だから苦敷なひと法を破て見せる時は、下々誰老人御法を守るもの可有之哉。御法の破る、といふ処に御心付ざる様成る事が(四十才) 可有や。汝じは乱心ものに相違有まじ、どふじや」。へ徳太郎どのも利に詰りて、只首を下げて被為入。へ忠「如何いたした、乱心者とあれば、御上に於ては御取上是なひがどふじや。乱心ものでなければ御法の通り石コツメに致すから左様心得ろ。コリヤ〜、早々百俵拵へて此ものを生埋にいたす、穴を掘れ」。へ「奉畏」と「バラト〜」と同心共出るゆへ、へ徳太郎殿生たる心地なく、「忠右衛門以来は慎むから(四十才) ゆるせ〜」と泣々仰けるゆへ、大岡も御可愛そふに思

ひ、然る処へ兼て申付置たるゆへ、町人式人尤同心共町人体に出立て白洲へ罷出、「乍恐御奉行様迄奉申上、今日当薬種屋小西屋の俵、此間中乱心の様子故座舖牢に入置、番を附置升たる処、今日番人一寸立て居りません内に欠出し、あこぎが浦辺にて切れたる網をひろひ欠歩行升たるが御目障に相成、御召捕に相成(四十一才) 候得共、全く網を打升るには御座りません。切れたる網をひろひ、かけ歩行升たる計に御座り升る。何卒御用捨偏に奉願上升る」。大岡「如何さま左も有べき事、乱心ものとあれば御上には御構い無之、乍去中々乱心ものにはよく口をきく、当時紀州の御三男徳太郎様御陣屋へ御遊びに御出ありし故、徳太郎と申たならば御ゆるしに相成事も有ふかとて、徳太郎じやと是を申。然共如何いたして徳太郎様、天(四十一才) 下の御法を破る様の事を御存無之、左様の義可有之哉。乱心ものとあれば汝じ等へ遣す間、連れ帰り以来は不出様敷敷いたし差置べし」。へ「雖有仕合奉存。以後決して不出様にいたし差置升て御座り升ふ」と御前を下り繩をとき、「乍恐御痛被遊ん、早々御御帰り被遊升る様、御送り申上る」と。へ徳太郎殿はほふ〜の目に出逢、明日は早々紀州へ御帰りに相成たるが、是より致て御心直り、御学文に御精を被出、無類の御(四十二才) 器量に被為成、既に御十八才の時御分家たる伊予西条三万石、御分家松平左京太夫どのへ御養子に相成、其後御本家に於て御家督無之間、西条より紀州へ御直りに相成、其後八代將軍と御成被遊。然るに將軍に御成被遊ると早速御近習頭に向ひ、「大岡忠右衛門と申ものは当時何

役を勤る」と御尋に相成と、へ御近習「是は只今勢州山田奉行相勤罷在」。へ「扱々天下にも目の明たるもの無之と相(四十二ウ)見へたり。忠右衛門を呼出すよふ」と御老中方へ御沙汰に相成故、早打を以御書到来に相成ると、忠右衛門開らき見る処、「將軍家御直に御用之儀有之」といふ御奉書、尤「御奉書次第早々罷出候様」との御奉書故大きに驚き、「徳太郎様將軍家に御直り被遊たるゆへ、定めし先年繩を打たる御答ならん。然らば時の役なればこそいたしたり、若御答有之は於御目通り切腹」と覚悟を極め、早速江戸(四十三才)表へ出府仕、御老中迄着の届申上、御下知相待居る。然るに御老中より上様へ申上ると、「早速呼出せ」との仰ゆへ、右の趣御沙汰に相成ゆへ、へ忠右衛門忠相下には切腹の支度にて、無紋上下を着し九寸五分を懐中いたし、上は常の服にて登城に及ぶ。御前に罷出、一間を隔て御次の御敷居際に平伏いたす。へ吉宗公様此体を御覽遊され、「忠右衛門苦敷なひ、是へく」。へ「ハ、ハ」。へ「イヤ(四十三ウ)く不苦敷、もそつと是へ」との仰故、御側迄席を進むと、へ吉宗公様「忠右衛門見忘れは致すまひ、先年阿漕が浦へ網を入て貴様にしはられたる紀州の三男徳太郎でありし(鈴木本 有るぞ)」と仰ゆへ、「扱は」と存、「ハ、ハ」と席を飛下りもる肌押ぬぎ、既に切腹と相見へると、へ吉宗公様「はやまる事なかれ、誰かある、忠右衛門が切腹留ひ」との仰ゆへ御近習立懸り、「御上意で御座る。忠右衛門どの御止り被成」と押(四十四才)止ると、將軍家「忠右衛門、今日汝じを召出したる事余の義にあらず、先年汝が

利言(鈴木本 利解)に依て心直り、当時將軍と相成も、汝が詞を聞てより心を直し人と成。夫迄は我儘氣隨言語にせつしたる計也。偏に汝じが一言は我骨身に通じ、心を入替てより將軍とも相成、今に於て忘れがたく其方を呼出たり。又天下にも汝程の者有共知らず、勢州へ押込置事目の明たる者なきと相見へたり。(四十四ウ)今日改めて予が目(鈴木本 目鑑)を以て南町奉行申付る間骨折て相勤る様、三千石とらす」と有て、此時に將軍家の上意を以て町奉行被仰付たる処、案に違ず古今無類の捌き計也。へ然処、吉宗公御悦被遊、諸大名諸旗本罷出ると、「南町奉行越前が此度の捌は余の常の及ぶ処に非ず。天晴越前は名奉行じやく」と被仰たる事故、爰におゐて世の人こそつて、「名奉行く」と呼なし、越前守(四十五才)登城いたすと、誰一人有て名を呼ものは無之、「上りは誰だ、名奉行く」と申。爰におゐて中納言綱條公様、「名奉行の三字は誰人より申出て御座り升や、奉伺」と申上たるゆへ、將軍家御返答に御困り被遊たるは此故なり。へ扱又こちらは岡越前守、上使高木伊勢守同道いたし罷出候様、綱條公將軍家をしつかり押へて越前が出るを御待被遊て被為入たる処へ罷出、御前はるかに御座り升。「ハ、ハ」と平伏に(四十五ウ)及びけると、へ中納言綱條公「越前か、苦敷なひ是へく。此度其方願之通、御落胤御身分調べ被仰付。難有存て精々骨を折調べに及び升る様、殊に噂に承る処、山内伊賀亮と申智有の者有之よし(鈴木本 山内伊賀亮と申者は智慮有る者之由)承る。然らば南町奉行の身分に候へば存分の義相成間

敷、大切の事故改めて上様御名代の名目被下置、落度無之様存分に調べませひ。乍恐君御上意被下置る、様。へ吉宗公「是はヒドイ、身（四十六才）分調申付のみならず、名代の名目迄申付る」とは思召たるが、申付たる上は無摺、「越前太義」との上意有て、「フウ」と與へ御入に相成。へ綱條公「越前、今日の義無理成事なれ共、山内伊賀亮と申曲もの居る趣故、勢ひ弱くては存分の調べ行届間敷と存、御名代の名目迄申付たり。必ずく越度なきよふ大切に調べに及び、成丈行届候様仕れ。最早綱條今生におゐて対面も不可（四十六ウ）相成、冥途に於て承るべし、取急ぎ引取其用意に及びませい」。へ「ハ、難有仕合奉存候。乍恐如何いたして左様の義御座り升ふや、其内には御全快被遊、越前似せものを見出し言上仕り升る」と口には申上たりといへ共、心の内には、「逆も御全快は六ツヶ敷可有之、斯御大病押て半日余の御問答、氣を御遣被遊如何いたし御全快の便可有之哉、今日こそ今生の御暇乞」と存、能御尊顔を拝し不思涙にくれ、「ハ、ア」と（四十七才）計疊に額を伏すと、へ綱條公様にもともに御落涙被遊、「越前乍太義頼む」と仰有て御下城に相成たるが、終に八日目に至つて御他界と相成升る。むざん成かと弁。へ扱大岡越前守は水戸様の為に一命を助り、典一坊どの御身分調被仰付たる計ならず、上様御名代の役迄被下置、早速宅へ引取石子伴藏を呼び出し、「其方儀、是より八ツ山御殿へ参り、山内伊賀亮に對面いたし、（四十七ウ）ケ様く」と申て明五ツ時御供揃御成願て参れ。へ「奉畏」と直様支度に及び駕籠に打乗、「石子伴藏

罷通る」と表御門へ這入けるが、へ御使者町奉行使「御座んく」と片扉開升て、伴藏玄関へ向ふと、玄関式台迄使者譜の者立出て使者の間へ案内致し、間なく與御取次罷出て、「何れの御使者に御座り升」。へ伴「某儀は町奉行大岡越前守使ひ石子伴藏と申者に御座り升る。御重役山内伊賀亮（四十八才）どのへ御目通りいたし度、宜敷御取次」。へ「暫く御扣被下」と待せ置與へ通り、「乍恐御重役迄御取次申上奉る」。へ伊賀亮「何事じや」。へ「南町奉行大岡越前守、使者石子伴藏をもち升て御会願ひ度の趣、御会被仰付升るや如何、奉伺」。へ伊賀亮「苦敷なひ、対面所へ通しませい」。へ「ハ、」と石子伴藏を対面所へ通す。然るに典一坊・赤川大膳・浄楽院・藤井左京大きに驚き、兼て伊賀亮美（四十八ウ）濃の園にて「今日日本に恐る、ものは南町奉行越前老」と申たる事故、典一坊どの「伊賀亮、南町奉行使者とは何事有ふナ」。へ伊「左様に御座り升る。何用向に御座り升すや、対面いたしませんうち様子不相分、只今対面いたし言上仕る」と座を立て御次番兩人先に立、「シイ」と先を払ひ出て参り、石子伴藏へ対面に及ぶ。「是はく町奉行御使者、御使者御太義千万に御座り升る。身は典一坊殿（四十九才）御目代山内伊賀亮と申。使者の趣承るで御座ろふ」。へ伴藏「是は御重役へは初て得御意、伴藏と申ものに御座り升る。此度主人大岡越前守、典一坊どの御身分（鈴木本 調らべ且又）御親子御対面の役義被仰付、尤上様御名代の名目にて被仰付、依て御身分調何度、明五ツ時御成御座り升る様奉願候」。へ伊賀「如何にも心得たり。暫

くの間扣へ升る様に」とて伊賀亮は奥へ参りたるが、例の通り人なき処にて伺ふ上、然共何角（四十九ウ）事よふに手間取て出来り、へ「只今御口上の趣伺ひたる処、如何にも明五ツ時御供揃にて御成可有之との御意なり。尤御先番遣し候間、上段には簾をかけ、上様御招請の如くにて相待候様、いまだ対面不致越前どのへ伊賀亮より宣敷と御頼申」。委細奉畏候」とて石子伴藏是より八ツ山御殿を引取て、右の段越前守殿へ申上ると、早速与力同心の面々へも沙汰に及れ、其手配いたして相待、いよく明日は五ツ時（五十オ）御揃供にて南町奉行所へ御乗込に相成、天下に名だいの山内伊賀亮、越前守と大問答に及び大岡越前守に段から引て引ずり落されると申一件、鳥渡一息入て申上する。（五十ウ）

享保太平記 卷之八

既に山内伊賀亮大岡の使を返し、早速典一坊どの御前に罷出、へ「乍恐伊賀亮言上仕り升る。南町奉行大岡越前守、此度上様御名代の名目被仰付御身分調べ仕候間、明五ツ時御供揃にて町奉行役宅へ御成願度趣、御成御座り升て宜ふ奉存候」。へ典一坊「ナント申伊賀亮、明日越前役宅へ参れと申か」。へ伊「御意（五十一オ）に御座り升る」。夫は不思議の申条かな。其方兼て濃州長洞に於て申たではなひか。当時天下に恐るゝものは大岡老入、此ものに人想見らる、時は似せもの露頭と申たるに、今又越前宅に参れとは不思議の

第一、此義はいか成事じや」。へ伊「御意御尤至極奉存、成程當時天下におゐて恐るゝものは大岡老入に御座り升る。然共唯今被申越候には、上様御名代との事に御座り升る。然るを不参時は、扱こそ似（五十一ウ）せもの故参る事不成」と有て只ならざる処、越前（鈴木本 早速）八ツ山御殿へ召捕の者参るは必定に御座り升る。左様致せば立所に似もの露頭仕。明日こそは少しも恐るゝ事なく御成被遊升る様、予も我朝におゐて器量をくらぶるは越前の外に二人とは御座りませず、いまだ手強き者に出合升たる事無之、明日は越前守と問答仕り、白きは黒きに言伏せ、黒きと言は、白ひと言なし、越前へ泡を吹せ奉入御覽、乍去（鈴木本「乍去」なし）失礼ながら（五十二オ）此山内伊賀亮が目の黒き内は指でもさ、せは不仕、御心配なく御成被遊升る様」。へ典「然らば大丈夫かな」。へ伊「極大丈夫に御座り升る。イ、大膳殿、明日は御先番で御座り升る」。へ大「宜敷御座る」。へ伊「民部」。へ「ハ」と吉川民部明朝罷出ると、へ伊賀亮「是吉川民部、明朝典一坊様南町奉行大岡越前守役宅へ御成有之間、銀座久保町・三河町・桜田備前町・京橋五郎兵衛町近習より四百人程呼込升るよふ」。へ「奉畏」と（五十二ウ）宵より四百人程名うての手廻呼込に相成、明るを相待升る。へ扱、こちらは南町奉行所におゐては、公用人石子伴藏立掃り伊賀亮口上申上たる処ゆへ、手配被仰付与力同心の面々支度いたし、明日こそは御落胤典一坊殿を召捕んと相待たり。へ弥翌日と相成と、八ツ山御殿におゐて典一坊どのいつもより御早き御目覚にて御膳御仕

舞に相成、御衣服替と相成、其内に御供の面々いづれも支度（五十三才）に及び、御玄関に相詰。然るにはや六ツ半時に相成ゆへ、へ伊賀亮「大膳殿、御先番直敷御座ろふ」。へ大膳「畏り候」と御座に相成、「御先番、御供」。へ「御供宜ふ御座り升る」と御座御供が揃て、大膳「恐ながら御先番相動升る」。へ「太義」との御言葉にて御前を立、中の口より駕籠に打乗、表御門片戸びらが開て罷出る。へ間もなく五ツ時計ゆへ、御供頭より致て、「御供揃く、御供宜ふ御座り升る」。「バラく」と御玄関に相詰る。（五十三ウ）程のふ御坊主衆御箱を下て御廊下口より御箱おれに相成、「御箱が出升た」と御玄関正面に栗色に十三葵の御紋付たる御箱三ツ持出る。続ひてあめいろあじろにけ出しの付たる御乗物御玄関へ横付と相成。此時に典一坊どの御座御立に相成、御留守居の御小姓頭取御先をはらつて、「シイ」と御玄関に被為入、御乗ものに召を相関に表御門八文字に押開らき、老人「ワラ」と欠出、四方を白（五十四才）眼で、「イ、ホウく、イ、シタンく、シタンヲウ」と下座触どふ」といたし、へ此跡より黒絹さひみの袴着用いたしたる御先手小遣衆、十五人宛二行に三十人、此跡に同じ弁。既に御先勢どふ」といたして南町奉行所へ参りたる処、いかゝいたしたるや、越前守表門をしつかりと打て不明故、へ御先小遣衆大音に、「乍恐上様御落胤典一坊殿の御成、開門に被及よ、開門」と呼わると、へ此時麻上下着用いたしたる（五十四ウ）もの老人出て、「御供頭に御目に懸り度」。此段吉川民部へ申入る故、

吉川民部参つて「何御用に御座り升る。乍恐上様御落胤の君御成也。開門致し升る様」。へ士「如何にも承知いたして御座るが、今日は平日と違、越前守上様御名代といたし御身分調に及升るゆへ、是非くゞりより御入奉願。夫ともくゞりより御入御延引と於有之は、召捕ても吟味仕。何卒くゞりより御成奉願」。へ民部「奉畏候」と早速御乗物の片わらに來り、（五十五才）「乍恐民部奉申上、今日は越前表門不開ゆへ開門の義申入候処、今日は越前上様御名代の名目を以、御身分調に及升る故開門相成兼、くゞりより御入奉願、若御入御延引とあらば召捕ても吟味仕らんと申事に御座り升るが、如何取計升ふや、奉伺」。へ典一坊殿「サア分らなく成て來た。此義は伊賀亮へ尋よ」。へ民部「奉畏候」と早速伊賀亮が駕籠の脇に來り、「御重役迄御問答に御座り升る」。へ伊「何事じや。（五十五ウ）へ民「御意に御座り升る。開門無之故開門の義申入候処、今日は上様御名代の名目を以御身分調に及び升る故開門難相成、夫共くゞりより御入御延引とあらば、召捕ても吟味仕る趣、如何仕升ふや、御問答に御座り升る」。へ伊賀亮此段承り、「扱こそ」と存、「然らばケ様申て不苦敷。くゞりより御成御座り升る様申上、御くつを上升る様」。へ民部「奉畏」と又々御乗もの、脇に來、右の段言上に及と、へ典一坊どの（五十六才）御乗物より御下り被遊、御ひろひと罷成処へ、へ伊賀亮來り、「乍恐奉申上。甚だ今日は越前無礼の仕業に御座り升れども、無抱くゞりより御入被遊、猶此上無礼の計ひ何程か御座り升ふが、必ず驚き不被遊、如此の仕合せ此方の仕合

に御座り升る。越前上様御名代と申所に依て慢心に御座り升る。急度取てふせ御覽に入奉る」と申上るゆへ、へ典一坊殿も元より大膽(胆の悪)不敵の奴で御座り升るから、ケ様な事に恐る、(五十六ウ)ものに御座りません故、「いかにも心得たり」と静にくよりより御入に相成と、へこちらは表門より玄関には左右に紺の合せ幕を打て、越前守しつほふ菊の定紋付たる上下着用いたし、股立高く取上、机に懸り扇子を膝に突立て相拍たり。典一坊殿には少しも恐る、気色なく脇見も不致、前には御証摺長持為持、左右には浄楽院・左京・伊賀亮付添で、既に玄関式台の側迄來ると、へ此時越前守突立(五十七オ)たる扇子を持直すと、是を相関に唐紙の内にて拍子木を、「カチン〜」と三ツ打を相関といたし、左右に張たる紺の合まく一同にハラリと落とるとコハイカニ、与力同心の面々百人計緋房の鉄刀ひらめかし、「御上意〜」と呼わると、(鈴木本 呼はつたり)へ然共典一坊どの驚ひたる色もなく、更に見向も致さず玄関に上り來るゆへ、へ越前守机を跡へ戻、退升て玄関式台に出、「南町奉行越前に御座る。御出迎奉申上」。へ典「越前とやら、出迎(五十七ウ)太義」。へ「ハ、」と御先に立て、「シイ〜」と御先を払ひ奥に來ると、一段高き処に簾を釣、黒天鷲絨のしとねを設け有之ゆへ、典一坊殿此内へ御着座と思召たる所コハイカニ、御案内申上たる大岡越前守座したる故、典一坊殿座に付事不能つ、立て居ると、へ此時に大岡越前守大音に、「いかに典一とやら、其方事広太もなく人数を引連、天下を騒す事甚以て其意を得ず。先何れよ

り先に、其方事生立出生(五十八オ)を尋ん。何地に於て出生をなし上様御落胤と申や、生立出生の義一々つまびらかに申上ひ」。へ典一坊殿「予は知らん。伊賀亮へ尋よ」。へ越「是伊賀亮とやら、只今申聞せたる通り、典一坊何地に於て生立、何地にて出生いたしたるや申上よ」。へ伊賀亮「其義は某の存たる義にあらず。夫は御育申上たる浄楽院典忠に御尋が宜敷御座る」。へ越「是は色々汝等こそ申合たり。是浄楽院典忠とやら、汝出家の身分と(五十八ウ)いたし、上様御落胤の君を御育可申上謂なし。何所の御縁を以御養育申上たるや、生立出生の義を一々申上し。へいふと浄楽院典忠席を進み、念数をつまぐりながら、「是は〜奉行の御尋御尤至極奉存、乍去御出生の義は愚僧の存たる事に非ず、其子細は愚僧の師匠忠山和尚と申もの、元は佐州相川の在にて小島村と申所に浄楽院と申寺を持居たる処、ころしも霜月の末に寺の門前に(五十九オ)おみて行倒れのもの有之、此もの、懐に老人の幼子を懐き居るゆへ是を取上、「何国の者にや」と村の名主をよびて改る処、風呂敷包の内に短刀と墨附有之、然れども何者といふ事を知らず、何れ由緒もあるものに相違有まじと取揚、六才迄は里に遣し育て、七歳の時引取髪を下し名を典一と改、小僧に召使置たる処、典山和尚其後美濃の国長洞村浄楽院へ転住いたし参り居たる処、段々(五十九ウ)浪人もの集り、咄の上御墨附見せたる処、恐多も八代將軍吉宗公様の御墨附のよし始て承り大きに驚き、殊に承る処当將軍家に於ては御子様無之趣、よつて江戸表へ御供仕らんと存居る処、典山和

尚永々病氣に相成既に死去に及び、其時に今端の際に愚僧を相招き、「我に替りて是非御供申上よ」と師匠の遺言によつて御供仕り候迄也。御出生の義はいづれにおゐて被遊候哉一切存不申、生立（六十才）の義は只今申通り、夫とも不審と思召候はゞ、佐渡の国相川の在小島むらを御尋が宜しく御座る」と申上る。へ大「然らば夫は宜ひが、コレ伊賀亮とやら、其方へ尋る義有之。全くの御落胤にもいたせ、斯広太もなき人数を引連べき謂れやあらん、殊に実の御落胤ならば早速汝等計御供いたし江戸表へ乗込べきに、左はなくて縁なき大坂へ乗込騒がす事、是不しんの第一なり。此義申訳あるや、どふじや」。六十ウへ伊いふに伊賀亮席を進み、「こは御尤の仰には候得共、只今浄樂院申上る通り始は佐渡の国におゐて生立、其後とても其通り美濃の国長洞むらと申山中に御成長被遊、乍恐上様御落胤の御行跡は一切御座りませず、其儘にて江戸に御乗込に相成時は如何なり。何卒致て上様の御行跡御教へ申上度、乍恐火急には御覚不相成。よつて斯浪人共を集め、且又長々上方に御成長ながら上方御一覽（六十一才）も無之江戸表へ御下向も如何と存、上方御見物の為大坂へ御乗込被遊。是は典一坊殿御好にはあらず、伊賀亮が御進め申上候事に御座り升る。関東へ御下向被遊時は二度御上洛は無之、又御上洛被遊時は広太の御物入下々難義と相成。夫より只今御身分の不定内に候得ば、敢て下の難義にも不相成、爰を以て御進め申上たる也。且大勢の人数は恐多くも上様御落胤の君なれば大名同様にては、後日の（六十一ウ）御為宜敷有間敷と存升て

引連升て御座り升る。へ大「然らば其義は宜敷といへども、いまだ御落胤と不定内に栗色十三葵の御紋付たる御先箱三ツ雁行に持せたるは、是は御三家たりといへ共雁行と申事は不相成、西の丸様計也。此義はどふじや」。へ伊「御意に御座り升。此事は先達て大坂へ御乗込に相成候時、御城代土岐丹後守さま御掛りを以て御身分調に相成、其節早打を以御当所へ御問合せに相成候処、（六十二才）上様に於て御覚有之の御上意下り候趣、始大坂御乗込迄は髪を落して被為入候を、土岐丹後守どの御進め申上、御還俗被遊西丸様御同様と申上候。依て西丸様御前（鈴木本 同様）ゆへ御先箱の義は雁向に為持升て御座る」。へ大「然らば其義も宜ひが、西の丸様にても不相成あめ色あじろに蹴出しの付たる御乗物へは致如何て御乗せました此義は伊賀亮智弁を以て申訳いたすとも申開あるまひがどふだ」。へ伊賀亮少（六十二ウ）しも動ずる色なく、「是は成程御疑ひ御尤至極奉存候得共、あれはあめ色には御座りませず、前申上候通り、典一坊殿典山和尚の弟子にいたし出家の御身分にて被為入、よつて大坂御乗込まではあじろに蹴出を付て御乗せ申上候。然るに大坂にて御還俗被遊候時、緋あじろは如何と存漆を掛候処、地が緋ゆへあめ色に相見へ候得共、ひあじろでは御座りませず」と、あちらへいへばこちらへと云、流石（六十三才）『日本智者鑑』の内に小結に出よふといふ伊賀亮、一天曇りもなく唐の蘇秦張義も欺計の勢ひゆへ、へ流石の名奉行越前守、是には困り升て咎る詞なく、暫く様子を見て居たりしが良有て、「是浪人共、銘々の名札を出しませ

ひ。「畏候」と銘々の名札を越前の前へ出す。第壹番に御目代の役山内伊賀亮、へ家老赤川大膳・藤井左京、へ御養育役浄楽院権僧正典忠と四人の(六十三ウ)名札を出すを越前見たる処、コハイカニ山内伊賀亮の「亮」といふ字は五位の諸大夫ならでは書事不相成「亮」を書いて有之ゆへ、越前守「爰こそ」と存伊賀亮に向ひ、「コレ伊賀亮とやら、其方事只今出したる名札に伊賀亮を書たる事、浪人といたし斯る「亮」を書事不相成、いかゞいたして書たるや、甚だ以不届至極、但しまた其身に咎れを残す了簡成かや、万事に抜目なき其方に不似合振(六十四オ)廻、此義はどふじや、了簡違かどふじやナ」。へいふと伊賀亮、兼て咎んと待もふけたるゆへ席を進み、莞爾と打笑ひ、「これは越前守殿に於ては不思議の事を御尋被成候ものかな。近頃以て筋違の義と存る。夫とも違ての御尋ならば申開らき仕らん。乍失礼町奉行の御身分にては官位の義御懸りに御座るまひ、且又田舎武士にて官位杯之義可存謂れ無之、いかにも今朝出したる手札は五位(六十四ウ)の諸大夫に無之ては不相成「亮」に御座る。夫には子細有之、我元は九条家の雑掌を相勤、其節某天文に委敷奏聞に及び、勅命を蒙り天文の講釈に被召出、恐多くも禁庭の御前に於て講釈申上、夫には官位薄くいたしては龍顔の拝し奉る事不相成、依て四位の上少将に被任、其後子細有之九条家を浪人に及び、其時官職は返官仕候得共、於禁庭は其儘官位被下置の勅に候得共、浪人(六十五オ)いたし四位の上少将の官位は恐多く、且下々交り難相成達て返官奉りし処、白川殿御取持を以、五位上の官

は浪人いたしても不苦敷と有て被下置たり。仮初にも我等の官は禁庭直官也。同じ五位の上^にいたしても、禁庭の直官と送り官にては高下何程か有之、又京都におゐて同じ官に有ながらも高下何程も有之、夫は其家々におゐて替る也。官位の義承度は一々申て聞せん。^{五位上の官は浪人いたしても不苦敷と有、五位(六十五ウ)と申官はなし。禁庭直官なりと有之、_{官位は直官送官の位に不入官}先京都に於て宮家を始、仙洞御所・女院、是は別物、四親王の方々京極・有栖川・閑院・伏見家・是を四親王と申、続ひて五撰家方には近衛・二条・鷹司・一条・二条と相分、其家々に於て官位の高下有之、まして東武の田舎武士の送り官、是は又格別なり。如何致して関東武士の官位、京都の官位の訳は可知いわれあらんや。殊に今日は典一坊殿御身分調と(六十六オ)いたし御成を願ひながら其事は捨置、入らざる筋違の官位の咎^ごとき(鈴木本「咎」は)何事也。此上にも官位の義尋とあらば一々申て聞せん」と、山内伊賀亮官位の講釈より大岡越前守を段々取て引ずり落すといふ一件御座り升る、鳥渡一息入て申上升ん。(六十六ウ)}

扱只今申上るは、大岡越前守忠相漸々の事にて水戸中納言綱條公様の御骨折を以御身分調に及候処、名にあふ山内伊賀亮といふ者有之、終に言伏らる、といへ共、天、大岡どの、誠忠を助け玉へば、其似せものたるを見出し、典一坊始其輩の首をさらすといふは、大岡越前守一世一代の骨折と申は此度の御捌に御座り升る。既に大岡の心底にては山内の如きものありといへ共、人想悪敷典一坊似せも

の相違無之と一ツ（六十七オ）^{「あざとり」} 毎て調べに掛つたる処、伊賀亮に取て押へられたると申、是非もなき仕合御座り升る。伊賀亮は定めし咎んと兼てたくさんだる事ゆへ無摠、へ伊「いかゞで御座る越前殿、御尋ならば申開仕らん、其義は併し入らざる事にいたし筋違の義也、左様成事御尋なく共今日は何の爲に御成を願ひし也（鈴木本願升た）。乍恐典一坊殿には何より慥成御証摠御墨附御持参被遊候得ば、先何より先に御品を拜見いたし、御証摠に（六十七ウ）胡亂^{こうらん}の処有之時は権柄過言をもつて調るとも可致に、左はなくしていかに上様御名代被下置る、共、御落胤の君を下に置、御証摠御墨附にも不構平囚人にて吟味いたす様に不礼の計ひ、只我器量に慢じ弁舌を以て言伏んといたす条甚以心得違ひ、越前殿座が高ひ、下て御証摠御墨附を拜見被致て宜しかるふ。右の御調に胡亂有之時はいか様共吟味に（六十八オ）可致、先ツ御墨附拜見をとげひ」と大音に呼わるゆへ、へ流石の越前守も咎むる処なく、ほとんど弱り切て居たるが、いづれ弁舌を以て争ふ時は事分りがたく、此上は身元調べより外は有間敷と了簡いたし、流石に名奉行と呼る、越前守殿、座を飛下り次に両手を突升て、「甚以て只今迄無礼過言何卒御免奉願上候。先々あれへ御座被下置升るよふ」申上る。へ此時赤川大膳御褥を（六十八ウ）敷替、典一坊殿御座に及ぶと、へ越前守座を少し進んで、「乍恐越前奉言上、今日無礼過言を以御身分を調候段、恐多候得共上様より御上意を以仕る。何卒御用捨之程奉願上候。尤御証摠御二品とも先達て老中松平伊豆守奉拜見相違無之候間、今日改

て拜見仕る迄も御座り升ず、いよ／＼御落胤の君に相違無之間、近日吉辰相撰御親子御対顔の義は老中松平伊豆守・某相（六十九オ）勤候わん。先々今日は八ツ山え御引取御休息の義奉願上候」。へ典一坊漸々ほつと息を突計にて、「いかにも尤の願ひ、無礼過言とはいへ共斯る時節ゆへいか成似せもの出まじきにもあらず、父將軍の名代とあれば役義の事ゆへゆるし取らす。此上とも父將軍の手前宜敷申上呉ひ」。へ大「ハ、奉畏」と申上る。時に典一坊殿御座御立に相成故、越前守御先を払ひ、「シイ／＼」と玄関（六十九ウ）に來り、此度は玄関より御乗物に被召、勢ひどふ／＼と致し、「シタン／＼」と八ツ山御殿へ御引取に相成。へ然るにこちらは太岡越前守、跡にて壺人考居たるが、いづれにいたしても似せものに相違無之、額に連山の黒氣顕れ、眼中に殺氣立、頬より懸て殺の相顯れたるは、全く似せものに相違なしといへども、是はといふ証摠もなく、先方には慥成御証摠御墨附持参に及、其上弁舌巧者成山（七十オ）内伊賀亮といふもの附添居たり。迎も弁舌を以て調不行届、此上は身元調べより外なしと御工夫に及び、早速物馴たる処の与力同心六人三組にわけ、隠蜜として先佐渡の國相川在小島むら海学寺門前に於て、行倒れもの、懐に有之と申ば是を調べ、其上にて一々申付て佐渡へ隠蜜を遣し、佐渡に渡り相川の在小島むらに参て見ると、成程浄学寺と申寺は有之に相違なく、いづれ様（七十ウ）子を伺んと存、村端に來り見れば、老婆壺人菓子を売て居るゆへ是へこしをかけ、へ「コレ、ラバアサン、茶を一ツおくれ」と茶を吞ながら、

「時にお婆アさん、古ひ咄しだが彼是廿年計已然わたしは船頭渡世のものにて、当島へ船をカコへ（鈴木本 囲へ）国へ帰る時咄て有たが、此時の御寺の門前におゐて行倒れもの有之、其もの、懷中に幼子壱人有之、其子は墨附短刀を持て居るとの咄で有て、アリヤアほん（七十一才）とふかな。バ、ハイ左様で御座り升る、夫は古ひ事で御座り升る。成程廿年計りにも成升ふ、実に何もの、落胤か知れませんが、御墨附・御短刀とやら持居り升て只人の子では有まひといふて御寺様が取上、六ツ迄は里に遣はし育、夫より引取れたれ共何者の子といふ事相わからず、依て髪を下し名を典一坊と名付、小僧に遣ひて居り升て御座るが、今では其御寺様が美濃の国長洞とか申所へ入院いたして（七十一ウ）参り、其典一坊も一所に連れて参り、今では大そふよひ小僧に成て居ると申咄で御座り升」。へ「ハ、ア、そふして見ればあればほんとの事有たね、そしてその墨附・短刀は何もの、書たるや、定て名前が有たるふが分らんだけかい。へバ、ハイ左様で御座り升、何人よりの書付なるや誰も見たる人が御座り升んから知り升ん」。へ「去ながら誰か見ないといふ事は有まひ」。へバ、ハイ、見たる人は御寺様と村の大庄（七十二才）屋様計で外の人ゑは一切見せませんゆへ、知た人は御座りません。へ「ハア然らば、御寺と庄屋計が見て小前のは見なひと見へるな。へ婆「左様で御座り升」。へ「シテ、其庄屋（鈴木本 殿はどふだ、今で達者で居り升かへ。」「ハイ其庄屋）さまは四五年以前に死まして御座り升」。へ「サア分らなく成て来た。御墨

附は村の庄屋と御寺計シカ見たるもの無之、その庄屋は死ぬ、殊に典山和尚は死ぬ、先方申通ゆへ、シテ見れば実の御落胤かも知れず」と、先髪を立てあち（七十二ウ）らこちらと聞合せた処いづれもその通ふりゆへ、無掘江戸へ引返、へ右之段越前どのへ申上ると越前守殿もほとんど弱り玉へ、「迎も相分らず、然上は紀州を尋るより外無之」と存早々駕籠に打乗、是より紀州家の加納大隅守やしきに至、南町奉行大岡越前守罷出御会奉願趣申込故、へ早速御会被仰付、與へ通りて越前守殿、「是は、大隅守殿へは始て得御意候。某儀は南町（七十三才）奉行大岡越前守に御座り升る。折入て御尋申度義有之罷出候。余の義に候わず、定て御聞及び御座り升ふが、上様御落胤と申立徳川典一坊殿と申もの八ツ山御殿へ乗込、乍恐將軍家の御墨附并紀州家の御調法志津三郎兼氏の御短刀御所持被遊。然るに元は八代家、尊公様御屋敷に於て御成長被遊、其節召使沢の井と申女中に御手を懸られ、御墨附・御短刀御渡に相成候（七十三ウ）趣に御座り升。乍失礼其御手懸りたる沢の井と申女中、何れより上て奉公いたし升たるや何度罷出候。何卒仰聞奉願」。へ「是は何事の御尋と存たる処、左様之義に御座り升るや。夫はチト分り兼升。私も屋敷におゐては父將監代より召使ひまする女は、沢の井・菊次・春次杯と申が通り名にて、いつ勤るも沢の井と申、今にても御座り升る。殊に三十年昔しの事に御座り升れば、私共の存た義に御座らず、（七十四才）御分りには相成升まひ（鈴木本 分り兼升る）。へ「乍恐御尊父様にはいまだ被為入升ふや」。へ「父は相

果升て御座り升る。へ「左様ならば御母堂様には被為入升ふや。へ「成程、母は無事で御座る」。へ「然らば何卒御母堂様へ御目に懸度」。へ「よろしく御座る」と母上へ御申入に相成故、加納將監の奥がた御出に相成、「是はく、越前守さまには始て、私は大隅の母で御座る。何か御用の趣何事に御座る」。へ「乍憚御母堂様へは越前始升て得御意候。今日御目に懸り願ひ升るは（七十四ウ）余の義に御座り升ず、此たび上様御落胤典一坊と申御方御出に相成升る処、右御落胤の君は当八代將軍家いまだ徳太郎様と申上、御当家に於て御育被遊、其節御召使の沢の井と申女中へ御手を被附、御種を宿し御暇いたゞきて下り升たる趣、右御手を被付たる沢の井と申女中はいづれより上て御奉公仕り升たるや何度、罷出候」。へ「是は越前守様御尋に候得共、お互ひに家来は召使（七十五オ）ひ升て長々勤るもの無之、殊に当宅におゐては沢の井と申は通り名にて、いつも老人は沢の井と申は有之、いづれの沢の井へ御手を懸られ候や一円相分りがたし。夫は是非御尋被成候義に御座り升るか。へ「御意に御座り升る。へ「是非共御尋被成ならば、ケ様く成ては如何で御座り升う。紀州御国元御尋被遊、国元には女中入宿・男入宿と申が立居り、女入宿は大黒屋源右衛門、男入宿は湯本屋三藏と申て二軒御座り升る間、（七十五ウ）是を御尋被成候へば、皆親記し有之、いづれの沢の井へ御手を懸られ候や早速相分るかと存升る」。へ「イヤ夫は難有仕合奉存、然ば御国元には男入宿・女入宿と申は別段に立居か。へ「左様に御座る。是を御尋被成、もし夫にて分り兼候へ

ば、城下より少し在に候得共、明神伊勢守と申神主御座り升る。此もの、女房菊と申は、先年彼是廿年ばかり以前三年程相勤、今以年始暑寒の書状杯（七十六オ）相送り候間、もし是等が朋輩でも有たかも不知、さすれば存居まひものでもあらず。紀州迄御人被遊なら、是を御呼出し御聞が宜う御座る。へ「夫はく、難有仕合奉存、然ば左様致そふ」と一々書記し、早速屋敷へ帰り、公用人吉田三五郎・平石次右衛門兩人を呼び出し、「扱其方共へ一大事の用向申付る。我一命に拘る事なり。早々支度に及び早打にて紀州へ下り、典一坊御腹沢の井の身元を聞届（七十六ウ）来る様、尤も佐渡調に依つて日数悉く後れたり、殊に老中・上様よりも度々御催促に候得ば、其方共紀州より帰る迄は病氣と言立、引込て相待間、成丈取急ぎ引返し候様、日限の義も限り遣す間、其日限より三日おくる時は迎も相分らんと存切腹に及間、其心得にて参候趣向はコウく」と一々御申聞に相成故、へ吉田三五郎・平石次右衛門「奉畏」と早速支度に及び、然れども百余里（七十七オ）の道をはせる事故、骸は白き布を以て巻、駕籠に打乗、骸は不動様にいたし大丈夫にしたくいたす。へ時に越前守殿兩人の乗ふとんの下に四文銭さしに致し是を敷て、「イカニ兩人、道中早打といへ共前日の如くゆへ、雲助共こへ計にて足はかどらず、少々宛酒代を遣す様、然時は一刻も早く相成」と万事抜目なく下知に及けるゆへ、畏て兩人早々南町奉行所を出立いたし、二挺の駕籠を（七十七ウ）揃へて「エイサアくくくサツ」と乗出し、品川に來り問屋場

に付て、中々以早打と申は下に置事は御座り升せず肩より肩へ渡し、然れども馴切て居る事ゆへ雲助も只々、「ハイ〜ハイ」とこへ計いだし、足は抄取はかどりませんゆへ、へ早速四文銭を掴んで酒手を遣すゆへ、雲助共大きに悦び、「これはしたり、我々へ早打の旦那より酒代とは初て、大岡さまは何程名奉行かは知れず、御評判丈有て別段ダア、夫急げ」といふより（七十八才）足の方が早く成つて品川より川崎・神奈川・程ヶ谷・戸塚・藤沢・大磯・小田原・箱根・三島・沼津・由井・奥津・はら・吉原・蒲ばらと段々東海道を登り、日あらずいたして紀州和歌山の御城下に着いたし本陣着て、江戸町奉行大岡越前守公用人兩人、調の義有之參たる趣申入たるゆへ、広太成騒ぎにて早速此段夫々役方へ申上、其内に兩人より、「当所町奉行に對面いたしたし、御出張被下度」（七十九才）と申故、へ町奉行木村伝十郎屋敷へ申入る故、江戸表よりの早打と申事ゆへ、早速御出張に相成本陣に参りて對面に及ぶ。へ「是は〜、江戸御出役方へは始て得御意候、某義は当所町奉行木村伝十郎と申者に御座り升る。何か当所に御調の筋有之御出張之趣、奉伺」。へ兩人「さればに御座る。御当所に御家中方へ奉公人世話仕る男入宿・女入宿と申が立居る趣、実に御座り升るや」。「御意に御座り升る。男入宿は湯（八十才）本屋三藏と申、女入宿は大黒屋源右衛門と申もの二軒御座候」。へ「然ば其女入宿大黒屋源右衛門御呼出を願度」。へ「宜敷御座る。早速呼出升て御座ろふ」。へ下役へ相認させ、町役人に下知に及ぶ。小使のもの大黒やに至り、「町奉行所より御

差紙で御座る」。大黒屋驚き、「何御差紙、夫は何事」と存開らき見ると、

此度、江戸町奉行所より御出役兩人御下り、其方へ御尋之趣有之候付、早刻（八十才）本陣迄可罷出者也。

月日

町奉行所

大黒屋源右衛門

と有之ゆへ、源右衛門真青に相成、「是は大變、当所御調べの義に付当時名高き町御奉行大岡越前守様、少も私なくいか成旧悪たりとも御調に相成と申が、何も身に覺はなひが様成る商売致すゆへ、奉公人の内におゐて悪事いたしたる者有之と相見へる。御出役式人下る位では定て江戸表（八十一才）前迄も引る、は必定なり。今度は生て帰るか死て帰るか分らん」と、「ライ〜」泣出す故、家内一同大騒ぎにて、あだかもかなへのわくが如く、然れ共是非に不及大黒屋源右衛門袴羽織にて本陣へ来ると、へこちらは奥に平石次右衛門・吉田三五郎後に夜着を積せ寄懸り、医師兩三人附添介抱いたし罷有、はるか向ふに当所町奉行木村伝十郎出張致し、続ひて与力衆式人下役等罷出居たる處、御次に出来（八十一才）したるが、実にこんにやくの幽霊と同様ぶる〜ふるひながら手を突と、へ与力よりいたして「御呼出しの女入宿大黒屋源右衛門に御座り升る」と申上る。へ時に吉田三五郎、「コレハ〜大黒屋源右衛門とは其方か、我々共は江戸表より出役のもの也。其方へ少々尋度義有之、心配の筋にはあらず、夫にては余り手遣也。もそつと近ふ〜」。へ

「アノ和らかなのが気味が悪ひ」と存ながら少し進むと、へ吉田三五郎、「此たび呼出し（八十二オ）たるは余の義にあらず、其方事当御家中さまへ女中の奉公人世話いたす趣、定めし加納将監様へも世話いたしたてあるふな」。へ大黒屋、「御意に御座り升る」。へ「然らば只今の事にてはなひが、廿年程彼是以前、年号は宝永元年と存る、其節沢の井と申女、途中におゐて御暇いただき下りし事あるべし。其沢の井と申女の親元はいづれ成るや、夫を尋たく罷下る。定めて其方には御世話申上る（八十二ウ）からは扣の帳面があるふな。その帳面を取寄、一々吟味いたし升る様」。源右衛門、「委細奉畏升て御座り升るが、其義はチト難澁仕り升る。私義五ヶ年以前隣より火事御座り升て中々蔵の戸前打事不叶、不残焼失ひ帳面古き処は一切御座り升ず、乍恐左様御承知奉願」。へ「ナニ、五ヶ年以前致類焼て不残帳面は焼タと申か」。へ「御意に御座り升る」。へ「夫はいたし方なし、乍去能考ひた事ならば、いづれのもの（八十三オ）かは相分りそふな物篤と考へてみよ」。「奉畏」、と考ひて居たれども如何いたして百人式百人ならざる女を世話いたし、殊に二年三年ならばいざ知らず、廿年以前と申事ゆへ、いかゞ致し思ひ出す事相成升うや、爰に於て出役のものほとんど弱りたるが、此上は男入宿を呼出し尋るより外なしと存、へ「然ば御町奉行、乍恐男入宿を呼出し被下度」。へ「宜敷御座る」と早速差紙前の通り為認、又々男入宿湯本屋三蔵御呼出に相成と（八十三ウ）申、乍去二十年以前のこと六ヶ敷身元わかるか分ざるかは一息入て申上る。

扱、吉田三五郎・平石治右衛門の兩人紀州に下向いたし女入宿呼出し相尋たる処、帳面焼失にて一切不相分、依て又々此度は男入宿湯本屋三蔵を呼出に相成。しかるに湯本や三蔵は大黒屋源右衛門とは町違にて、只今源右衛門呼出されたる趣承り見舞に行、私宅に帰り、「はおさと、祝わつシヤイ。此間は男の方が（八十四オ）かたく成つて、昔と違ひ今では女共がわるひ事計するに付、此度江戸の名奉行と呼れを取し大岡越前守様より御出役御下り、江戸へ引れて生て帰るか死で帰るか分らんといふて、家内中が泣て居る。大分男の評判が能ぞ」。へいふと台所におゐては男共大勢居たるが、「若し旦那さま、男の方が昔と違ひよふ御座り升ず、悪敷事杯は一向致ませず、やつた処が漸々長半チヨボ一〇カツタリ、夫を負ると洗濯（八十四ウ）ものでもはづす位、夫より大きな事は致ません」。へ「其位なら沢山」と弁。へ然る処へ御奉行所より御差紙で御座る。へ「ナニ御差がみだ、やつ張男の方もわるひ」と言ながら開ひて見ると同様の事故、「是は大変、女計とぞんじた処やつはり此方へも来た。シテ見れば江戸へ引れて生て帰るか死で帰るか知れず、家内一同、「ヲイ〜」いふて泣て居る。然れども無撻早速袴羽織着用いたし、本陣へ来ると大黒屋源右（八十五オ）衛門何の様子もなく居たる故、夫程の事にはあらずと存じながらも気味悪く、御次へ出てぶる〜ふるひ手を突と、へ与力衆より、「湯本屋三蔵に御座り升る。罷出升て御座る。御調奉願」。へ平石次右衛門、「是は〜男入宿湯本屋三蔵とは其方か。某どもは江戸表より出役のもの成る

が、其方へ少々尋度事有て呼び出したり。不苦敷、夫にては余り手
違ひモソツト是へく。へ「ハ、ア」と只ふるへて居るゆへ、大黒
屋源右（八十五ウ）衛門「三藏どの御入被成、恐る、事は御座りま
せん」と申ゆへ、少々安堵いたし席を進み、平石次右衛門、「三藏
とやら、今日呼出したるは余の義に非ず。其方事御家中様へ男奉公
人の世話仕る趣、定て加納將監様へも御世話申上たてであるふな」。

へ「御意に御座り升る」。へ「シテ其方は五年以前の火事にあわなん
だか」。へ「イエ、私義は大黒や源右衛門とは町違ひにて火事には合
ません」。へ「然らば古き帳面等不残あるふな」。(八十六オ) へ「御
意に御座り升る」。「然らば廿年以前の帳面持来り調べる様」。へ
「ハ、奉畏」と帳面取寄、「乍恐いつ頃に御座り升」。へ「されば宝永
元年を改て（鈴木本 其年）加納將監家に奉公いたし、今以当御家
中に住居いたすものを見升様」。へ「奉畏」。段々宝永元年を尋る處、
爰に喜平と申親父老人是あり。へ「御座り升。喜平と申て宝永元年
より（鈴木本 將監様に）四年の間御奉公申上居り、（鈴木本 未
だ存命にて只今は神社御奉行浅井惣右衛門様に御奉公致して居り升
る。）此ものより外は当時覚升て御城下住居いたすものは御座り升
せず」。へ（八十六ウ）「然らば宜敷、大きに太義ながら其もの参る
迄は扣へ居り升る様、乍失礼木村氏、神社御奉行浅井惣左衛門どの
家来喜平と申もの同道いたし、御出張被下候様御沙汰願度」。へ「承
知いたし候」と早速書状を認遣すゆへ、へ「神社奉行浅井惣左衛門開
らき見るに、

此度江戸町奉行大岡越前守出役公用人平石治右衛門・吉田三五
郎と申者罷越、貴殿下男喜平と申者に尋（八十七オ）の趣有之
間、差違さる（鈴木本 取逃がさる）様にいたし、本陣迄乍
御迷惑御出被下度、此段申懸候以上。

月日

木村伝十郎

浅井惣左衛門様

と有るゆへ、「何事か」と存、家来喜平を呼び出し問合たる處、別
て悪事等いたしたる覚無之趣故、早速右の下男召連町内本陣に來
り、奥へ通り座に着、一礼終て木村伝十郎、吉田・平石に向ひ、
（八十七ウ）「当所神社奉行浅井惣左衛門に御座る」。へ惣「是は
く、遠方の處御出張、御苦勞千万に御座る。私義は当所の神社奉
行浅井惣左衛門と申もの、某が家来へ御調の趣有之由、召つれて御
座る。御調被成。喜平是へ」。へ「ハッ」と下男喜平罷出、平伏に及
ぶと、「則、是に御座り升る」。へ「是はく浅井惣左衛門様へ始て
得御意候。私義は江戸町奉行大岡越前守公用人吉田三五郎・平石次
右衛門と申者、少々御家来へ相尋（八十八オ）申度義有之、御同道
御出張相願。扱浅井殿御家来へはチト尋度事有之呼出たるは余の義
に非ず、其方先年加納將監さま屋敷に相勤たる趣、実に左様か」。
へ「御意に御座り升る」。へ「シテ何ヶ年以前成るや」。へ「左様に御
座り升る。彼是二十年程に相成、宝永元年より四年の間御奉公仕り
升て御座り升」。へ「シテ其節は何役を勤た」。へ「左様に御座り升。
私義は若き時は堅ひものと申され升て、御錠（八十八ウ）口の小間

使を相勤升て御座り升る。へ「然らば女中方より手紙杯の使を頼れて持てあるひたるふな」。へ「御意に御座り升る」。へ「然らばちょうど宝永元年成が、沢の井と申て年十八才位にいたし、器量宜敷女中が御勤申上、途中にて御暇いたゞき下つたる女がある筈だが、存て居たるふ」。へ「左様に御座り升る。能考へてみ升ると成る程途中にて御暇いたゞき下り升たる女が御座り升た。是は到て悪敷女に御座り升る。(八十九才) 宜敷とあつてはチト違ひ升る様に御座り升る。到て加納様の奥がたはやくもち焼にて被為人、悪女中計御召遣ひに相成升て御座り升」。へ「夫はいづれにても宜敷が、シテ女中より親元へ遣す書状杯と頼れ届た事は無之哉」。へ「左様に御座り升る。二度届升たる覚も御座り升」。へ「其時は誰にてもどれへ参るか、上書を見て名当其所書を見るもの也。シテその手紙いづれへ届たるや、存居るだろふ」。(八十九ウ) へ「左様に御座り升、二十年程以前の事に致し、殊に女中五六人居り、てんでに頼まれ升たる故いづれへ届升たるや一向覚御座り升ず」。へ「成程古き事ゆへ尤の事也。乍去兩三度も頼まれて届たる事なれば、考たら考出す事も是あるべし。是当座のほふびといたして被下置、又跡にて被下置候間、能考ひてみよ」と金五兩紙にのせて遣すゆへ、へ「喜平驚き、漸々一年に壹兩貳分(九十才) 貳兩の給金にて勤るものが、一度に五兩といふ事ゆへ是非考出してもらひ受んと一生懸命考へて居る此時に、へ吉田三五郎、浅井惣左衛門に向、「神社御奉行惣左衛門殿、御支配下に明神伊勢守と申神職御座り升るか」。へ「いかにも御座り升

る」。へ「然らばその者女房同道にて罷出る様御呼出奉願」。へ「宜敷御座る」と御城下より僅か八丁計シカ御座り升んゆへ、女房おきく同道にて罷出るゆへ、相(九十ウ) 尋たる処、宝永四年八月より三ヶ年相勤たると申故、こちらは宝永元年の事故不相分、依之是は其儘御下に相成、今は只下男計是のみを便といたし候より外無之、然共廿一年以前の事故、早速考出す事不相成、一日一晚相懸り明日の八ツ頃に相成漸々と考出し、へ「出升て御座る」。へ「どふだ考付たか」。へ「左様に御座り升る。よふくの事にて考出し升て御座り升る。是より一里半計下に辻の酒屋(九十一才)と申が御座り升るが、是へ届れば届くゆへ『辻の酒屋迄届くれひ』と申故、二度計辻の酒や迄届升たる事御座り升る」。へ「然らば夫迄案内いたし升る様、木村氏度々御迷惑ながら郡奉行御招き被下置候様。」「承知いたす」と早速郡奉行白井長左衛門を招き、手代四人付添寺社奉行・郡奉行・町奉行三奉行付添にて、吉田・平石は喜平を案内に付て辻の酒やに参り、へ「喜」是に御座り升る」。へ「其内に兼て(九十一ウ) 先へ達しに相成ゆへ村役人出迎ひ、辻の酒屋に案内申上、座敷に通り早速酒やの亭主を呼出す故亭主罷出、広太もなく役方衆揃て参るゆへ驚て出ると、へ平石次右衛門亭主に向ひ、「其方は亭主か」。へ「御意に御座り升る」。へ平「扱其方縁者か但し娘にても有之か、二十年程已然に御城下加納將監様へ御奉公に上り、沢の井と申たる女有之であるふ。是は其方為には何ものでこれ(九十二才) ある」。へ「是はけしからん御尋に御座る。私子は御座りませんで養子仕、

其外親類の内にも御奉公などにあがり升たものは一切御座りません。へ「夫にても、此もの当時は寺社奉行浅井さま御屋舗に相勤罷在、此もの其方へ両三度右沢の井と申ものより手紙頼れ届たる趣、親類でなければ懇意と申ものか、何れ其方存じたるものにあらん」。へ「イエ一向存升ん義に御座り升る。夫は儘に相分り升て御座り（九十二ウ）升るが、私の前を通て御城下へ通行致す村十八ヶ村御座る、依て御城下より右のむらへ手紙届升るには、私方迄届置升れば間違なく届升る故、夫故私方へ届升たると相見へ升る。いづれへ行手紙かは一向存ませず、只今にても台所の端には二十本も手紙届き居升る、皆出入いたすもの私方へ寄升んものは御座りませず。寄て帰りには皆其村々へ行手紙をば、『是はおれの村へ行』と申（九十三オ）て持て参り升るゆへ、左様のたぐひと相見升る」と申故、又爰にて便を失ひ、如何とも可致よふなく、吉田・平石ほとんど弱り、其内に日限相立ゆへ気のもめる事夥敷、然れども一切不分事ゆへ無慥、いづれ喜平より外に頼むもの連は無之、へ「コレ喜平、貴様の考で折角当が出来たる処、如此にては不相分、今一応考ひてみよ。誰人にも頼れたる手紙名当その村名を不見（九十三ウ）もの是なく、せめては一字も相分る時は何れとか致方有之、今一応考てみよ」と又々金五両を遣すゆへ、へ喜平は拾両に相成、生れてより拾兩など、申金子見た事も無之ゆへ大に悦び、一生懸命考たるが中々考ひ出ず、よふ／＼の事にてその翌日に相成考出し、「考が出来た」。へ「出たか」。へ「漸々出升て御座る」。へ「シテどふだ」。へ

「へイ、左様で御座り升る。私は当国の生れでは御座りません、出生は東海（九十四オ）道の内遠州浜松在に御座り升る。私が兄弟式人にて兄が吾人御座る」。へ「夫は又大そふ面倒の事だな、先祖より咄しか」。へ「へイ、左様に御座る。是も思ひ出して御座り升る。兄は大工商売にて平八と申升る。私も若ひ時に困を出て親とてもなし、天にも地にも兄弟式人親同前の兄を捨此國に参りたる故、兄の平八の字が書て御座り升たるゆへ、其時も兄の事を思ひ出して御座り升る。何でも平八（九十四ウ）の平の字を書た村名に御座り升る」。へ「然らば早速相分らん、郡奉行白井長左衛門どの、乍太義当国村名附、殊に当酒屋の前に懸て通行いたす村に平の字の村名御座り升るや、御吟味奉願」。へ「承知いたす」と早々吟味いたしたる処、領分内にて平の字を頭にいたしたる村十三ヶ村、当酒屋の前に懸つて通る村四ヶ村有之間、いづれの村成るや、平と計にては分難く、依て平の頭に持村（九十五オ）名を不残書出し、へ「コレ喜平、平といふ字を頭に書たる村十三ヶ村有之、何れのむらか分兼る。貴様見たならば定て相分ん、是を見よ」と出すゆへ、喜平見たる処、無筆と聞て役人真にて書たるゆへ一向に我見たる字無之、へ「乍去この内には御座りません」。へ「ナニ其内になひ、去ながら夫は御領分内の平を頭にもつ村計書出し、能考てみよ忘れたる事もあらん」。へ「奉畏」と又々考始たるが（九十五ウ）容易に考ひ付ず、漸々翌日の明方に考ひ付、へ「イ、考出升た」。へ「出たの、なに村である」。へ「左様に御座り升る。昨日申上候通り私義は遠州の生れ、兄は平八と申

大工に御座り升。「いよ／＼（鈴木本 能く）遠州が出るな」。へ
 「へい、左様に御座り升る。上の字は兄の平八の平の字にて、下は
 偏には何を書ましかか覚御座り升んが、作りには、大工と申ものは
 尺丈と申を持ち（鈴木本 持て居り升。其尺杖の）一尺貳尺と書ま
 したる尺といふ字を、書て御座り升る」。へ「フ、平の字の下（九
 十六才）へ尺といふ字を書て置た、然らば平沢村といふ有之、然る
 に平沢村の沢といふ字を真にて書て出したる故分兼、草にいたして
 「し」に「尺」を書て沢と読ゆへ平沢村より外なし。是より何程計
 りある」と尋ねたる処、「漸々廿丁計也」と申故、「然らば夫」とあ
 つて是より打連て平沢村に参り、早速庄屋甚右衛門御出迎申上、奥
 の座敷へ御案内申上る。へ時に吉田・平石の兩人庄屋甚右衛門へ打
 向ひ、（九十六才）「扱少々当村に尋る趣きはあつて参りたり。二十
 年程以前に當むらより沢の井と申女、御城下加納將監様御座敷へ奉
 公いたしたる女中は居らんか」。へ庄や「御座り升る。是は当村に
 後家にておさんと申もの有之、其者の娘にてお沢と申もの御城下へ
 参り、沢の井と申るよしに御座り升る」。へ「シテ其沢の井と申女
 中如何成た」。へ「左様に御座り升る。全体此ものは道楽にて器量は
 到て不宜、器量に（九十七才）不似いたづらものにて近所の若者と
 しくじり、無慥御城下へ御奉公に出し升たる処、又御座敷にて、
 なし子をはらみ、途中にいたして御暇いたゞき下て参り升たる処、
 私共はじめ『其子を落せ』と申たれ共親子共承知いたさず、既に宝
 永二年三月十九日夜の九ツ時に生れ升て、男のがきで御座り升たが

『其儘殺せ』と申升たれど不聞入、取揚升たる処幸ひ成るかな、夜
 明時分に此辺にてはふ（九十七才）づき虫と唱へ候虫が出升て相果
 升て御座り升。いまだ生れた計の水子ゆへ、『掾の下へでも埋めて』
 と申せ共承知いたさず、隣村平野むらに一向宗にて幸伝寺と申が御
 座り升る、是へ取置升て御座る。然るにお沢は其子をなくしたるを
 悔み、とふ／＼四五日過てお沢も俱に相果、是も同じく幸伝寺へ取
 置升て御座る。へ「シテ其お沢の母おさんと申ものは如何致した」。
 へ「御意に御座り升。此ものは其後平野村（九十八才）へ引越、私
 弟を平野村庄屋へ遣し、此もの、隠宅（鈴木本 私が弟庄屋甚兵衛
 の隠宅）を借受升て居り升たるが、これも七八年已然大雪の節酒を
 呑過したりと相見へ、炉に入て相果升て御座る。尤禿人ものにて誰
 も不存、翌日に相成見付て矢張是も幸伝寺へ取置升て御座り升る」
 と一々申上たるゆへ、先御落胤の義は相分、実の御落胤は御逝去被
 遊、御腹沢の井尤相果たるゆへ、江戸表の典一坊全く越前守眼力に
 違はず、（九十八才）似せものゆへ漸々安堵いたし、へ吉田・平石
 兩人詞を揃へ、「扱御役方御苦勞千万に相成、此上は隣村平野村へ
 御案内奉願。只今申たる沢の井と申女懷妊に及たるは、恐多くも當
 八代將軍吉宗公様のいまだ加納將監殿に被為入徳太郎君と申上、其
 節御種を宿し御誕生に相成たるは御落胤の君なり。幸伝寺へ参り拜
 礼申上、御案内願度」と申ゆへ、へ三奉行は申に及ず、役人一同
 （九十九才）大きに驚き、且庄屋甚右衛門左様の事とは夢にも知ら
 ず、不計悪る口を申上、大きに恐入たるいたし方なれども、不存故

申たるなれば是非に不及。是より打揃て平野村へ参り庄屋甚兵衛の宅へ到り、早速寺社奉行より幸伝寺御呼出に相成、「何事やらん」と存罷出ると、へ吉田・平石幸伝寺に向ひ、「幸伝寺とは御手前か」。へ「御意得候」。へ「我々共は江戸町奉行出役の者成るが、宝永二年三月（九十九ウ）隣むら平沢村おさんの娘お沢と申もの并其腹より誕生に相成たる水子壱人取置たるか」。へ「御意に御座る。私寺へ取置升て御座る」。へ「然らば其方にても定て不存事ならんが、右取置申上たる水子の義は恐多くも当八代將軍吉宗公様の御落胤の君也。依て拝礼いたす間、早速立帰相待升る様」と申渡故、へ幸伝寺始て承り驚早速帰り、「コレ仙介、おさんの娘お沢が墓はいづれへ（百オ）有たな」。へ「旦那様、お沢の墓所は無縁にてごみ捨場に相成升た」。へ「夫にては不相成、別段墓を取拵んければ不相成」。へ下男「ナンデ俄かに騒ぎ升る」。へ「イヤさわぐ処ではない。乍恐水子壱人取置たるは当將軍吉宗公様の御落胤なりと有、此たび江戸表より御出役二人下り、当所三奉行付添て今御出に相成り御仏参有之。一通りの事にあらず」（鈴木本 早くく）と申故仲間始）小僧迄立出、漸々とお沢の石牌を見付出し、（百ウ）是をあらひ置升る。

釈妙光信女

と申を立、片脇には土を少し高くいたし、あたりをほらひ、花を手むけ香をさ、げ支度仕り、幸伝寺も衣を着替へて出迎に相成る。へ扱こちらは平石治右衛門・吉田三五郎并寺社奉行・町奉行・郡奉行

ともに御参詣相成、是より法沢の身元調に相成と申一件は明晩申上
升る。（百一オ）

五

享保太平記 卷之九

既に大岡の公用人吉田・平石悉く骨折といへども事六ヶ敷容易に不分、漸々と調べ此上は墓参に及び、似せたる典一坊の身元を調べんと存、三奉行とも打つれ幸伝寺に到ると、和尚門前迄出迎御案内申上御墓所に至り、拝礼畢て客殿に通り和尚に向ひ、へ「時に御住持、御面倒ながら過去帳を御改被下度」。へ「奉畏」とはや（一オ）速に帳面を出し改たる処、お沢の義は釈妙光信女宝永二年酉三月廿四日葬と有之、側に水子壱人宝永二年酉三月廿日葬と計、聡と法名も無之ゆへ、和尚如何致さんと考たるが、いづれ並にては不立と存、よふく思ひ付、釈源徳童子といたしたるよし、大分宜敷出来たる趣、右の通にいたし吉田・平石に見せたる処、吉田三五郎、「然ば其通当寺におゐて取置たる事相違無之趣書付にいた（二ウ）し差出升る様に」と有之ゆへ、早速相認其文に曰、

釈源徳童子

釈妙光信女

右宝永二年酉三月廿日同廿四日両日、於当寺無相違取置申候処

実正也。此義に付次第有之候時は、拙寺何方迄も罷出申開らき可仕候。為念取置候段、以書付差出申候、仍而如件。(二一才)

紀州名草郡平野村

幸伝寺

江戸南町奉行所御出役

平石次右衛門殿

吉田三五郎殿

と相認差出すゆへ是を請取、直に庄屋甚兵衛が元に帰り甚兵衛を呼出し、「扱甚兵衛、当村へ参り居候おさんと申もの相果候は、如何の様子成るや」。へ「御意に御座り升。おさんは私隠居屋を用立置升る処、極月大(二ウ)雪にて村人も外へ出升る事相成ません時、おさんは兼て酒を好み、其日大雪にて徒然ゆへか酒を呑過しと相見へ、翌日に相成見付升て御座り升るが、炉に入て死で居り、元より老人もの、事にて別段親類と申も御座りませぬ、依て村中集り取始末仕りて御座り升」。「シテ、其節諸道具は如何致した」。へ「左よふに御座り升。老人者にて外に讀る処も御座りません故、諸道具は不残売払ひ、其金子を以諸の忌日を弔ひ升て御座り(三才)升る」。へ「ウ、其道具を売払ふ時、何か不思議なる(鈴木本 物又)脇ざし体のものはなかつたか」。へ「へい、一切左様なものは見へませぬ、今以て其節売払ひ升たる帳面も御座り升。御覧に入奉る」と持参り見せるゆへ一々改めて見る処、左様のものも一切無之。へ「然ば当村におみて当年廿才廿一才位之ものにて、到て弁舌能器量勝れた

るが出奔にても致たる事は無之哉。一々人別帳を改開合せ升る様」。へ「奉畏」と庄屋・組頭其外百姓代(三ウ)を始め老たるもの集り、人別帳を改めたるが、一切廿才か廿一才位にて欠落等いたしたるもの無之。然るに老人、「鏡王院の弟子法沢、此もの廿才位に相成、あれは弁舌も能到て男振も宜敷」。成る程法沢は廿一才、乍併あれは堅田の浦にて殺されて死たれば、あれでは有まひ。然共法沢より外には無之、其段申上るがよかるふ」と庄屋甚兵衛罷出、へ「乍恐申上る。当村に於て廿一才位に相成(四才)候者欠落いたしたるもの老人も御座りませぬ、段々年寄共集り評義仕升る処、当村に本山修験鏡王院と申が御座り升、其方弟子に法沢と申もの御座り升たるが、是が生て居升れば今年廿一才に相成、弁舌宜敷殊に男振到て宜敷ものに御座り升る」。へ「シテ、其者はいつ相果た」。へ「左様御座り升る。隨七年に相成升か、六年に相成升るか」。へ「夫は六年でも七年でも宜敷が、其ものは当所に於て相果たか」。へ「イ、へ左様では(四ウ)御座りませぬ。全体鏡王院も老人ものにて下男老人と弟子の法沢計に御座り升たが、師匠鏡王院極月十三日に煤払ひの時に鯉汁に当り相果、依て跡式いたすもの無之、法沢到つて能出来て御座り升るものゆへ、跡を継せんと申たるが、法沢申升るには、「山伏修行いたしまいらねは法事がきかず、依て五年の間修行いたし度」と申に付、近村迄も勸化致し金子八両計持参いたし、出立の朝村人も見送(五才)らんと申て約束いたし、其夜は皆々帰り升たる処、翌朝に相成、「皆さま御送り有之ては、返て別

れの節名残を惜しみ未練之義有之てはいかゞゆへ、夜立にいたし候』と申書置を残して出立いたし升たが、盜賊に見付られ升たるや、村より二里下の堅田の浦と申処にて殺されたと、翌朝先かたより知らせに依つて私共参り改る処、死骸は御座りませんが衣類其外身に付たる品七品計も御座り升て、早速御検使を請て（五ウ）尤其品々は堅田の浜奉行の欠所蔵に入置升て御座り升る。へ「ウ、如何にも聞届たり。シテ其師匠鏡王院相果候節、医師にても掛りたるか」。へ「御意に御座り升る。新田の清兵衛医師立添升て御座り升る。へ「ハテ妙な事かな。清兵衛といふ医師か」。へ「御意に御座り升る。是は新田の組頭の婿にいたし升て、御城下御医師より婿に参り中職医師（鈴木本 俗医）を仕り升るゆへ、『清兵衛医師』と申伝へ升る。へ「然らば其ものを呼出す様にいたせ。へ（六オ）「へい幸ひ参り居升る。」「早速是へ」と有て清兵衛罷出る。へ「私義鏡王院死去の節立添升て御座り升る。へ「ウ、先刻庄屋の口には極月十三日煤払ひの時に鯁汁にあたつて死たると申が全く其通りか。へ「御意に御座り升る。私立寄見升た処、からだぶち（鈴木本からだが紫）に成りし様子鯁汁には無之、毒入りし様子故是非御検使願ひ候様申たるが、『夫にては多くの物入も懸り、鯁に煤が毒と申世のたとへ、夫に相違なき』と申故、乍去（六ウ）私立添胡乱成義を其儘にいたし、『後日に何事出来仕りても、私へは難義掛問敷』と申、村一同よりの書付取置、其儘にて取始末仕り升て御座り升る。へ「然らば夫は宜敷、時に甚兵衛、其法沢と申者おさんと心

安くはいたさんか。へ「左様に御座り升る。心易処にては御座りませず、親子（鈴木本 孫）同様にいたし世話仕り升て御座り升る。へ「然らば典一は法沢に相違なし」と存升て、へ「ア、郡奉行白井長左衛門どの、何卒浜奉行欠所蔵に有之候法沢（七オ）所持の品七品御取寄奉願候。へ「如何にも承知仕る」とて、早速取寄に相成。へ其内に、『扱また其法沢の顔を能見知りたるものは無之哉。へ甚兵衛「左様にござり升る。当時私方に働居升るものは伝兵衛と申て、其折鏡王院に相勤居候下男の事なれば能知り居升る。」「然らば其下男伝兵衛と庄屋其方、乍太義法沢身知り人といはし、我々同道いたし江戸表迄登りもらひたひ。決て心配の筋にはあらず、（七ウ）御用相済候得ば早速御返しに相成間、参り升る様に」と有之、無抛身知り人といはし、庄や甚兵衛并下男伝兵衛右七品を取持、駕籠四挺を以早打にて江戸表へ引返しに相成と弁イロ。へ是より城下に帰り、「是迄の礼の義は江戸表より可被成」と引返しに相成、既に東海道藤沢の宿にて庄屋甚兵衛・下男伝兵衛二人ははや息を切り、「かよふの事に会ひし事なし、又如何成や」と身をあんじ围をあんじ（八オ）もんぜつに及びたる故、迎も此通りにては参る事不相成故、宿役人え申付介抱申付、跡より参る様に下知に及び、其身計り二人引帰して来る。へ然るにこちらは江戸表におめて大岡越前守どの、既に二人を紀州へ遣し、其身は病氣申立引込て居るといへ共兼て老中とは中惡敷、殊に御身分調べ被仰付たりといへ共、水戸様無理に願ひし事故、上様にも御心宜しからず、依て毎朝の如く

「典一身分の（八ウ）調べは如何いたした」と御さいそく、松平伊豆守殿よりも催促に及ゆへ、氣も消入計相成候得共、是非紀州の左右をと御待有之といへども、早日限相立四五日送る、といへ共更に其様子なし。最早こらへ兼、「斯紀州身元調がおくる、からは逆も相分らずと相見へたり。此上は是非もなし、我々人計に非ず、恐多も水戸家御大病を押而御登城の上、上様と御問答の上被仰付たり。なんと今更申訳可有之、切腹（九オ）いたし申訳致さん」と既に切腹の用意有ける処へ、へ奥方・御母堂并公用人石子伴作、「御尤至極には御座候得共今暫く御待被遊、これ迄御待被遊て紀州の左右御聞なく御切腹は何事に御座り升る。逆も是迄御待被遊、御病氣の御申立、病氣なれば是非に及んと申（鈴木本「御病氣の」から「及んと申」までなし）兩三日御待被遊、夫にても相分ません時には是非に不及主従共に切腹仕、伴作が冥途御供仕らん、是非く御待被遊候へ」と（九ウ）御止め申上る最中へ兩人罷帰り、「ハイくく」と早打来りけるゆへ、門番よりいたして此段奥へ申込に相成ゆへ吾人奥へ来り、「只今紀州よりの早打罷帰り升て御座り升る」。へ越前守、「ナニ早打罷歸た、夫は」とヤハリ御切腹の御支度の儘にて御玄関へ御立出に相成と、へ兩人は玄関へ駕籠を付、「只今罷帰り升て御座り升る」と申た計、もはや宅迄参り、「大丈夫」と心落付不思もんぜついたしたるゆへ、へ越前守殿「ア、何程（十オ）心配いたしたらん、此やつれの様子扱々骨折至極尤」と存たれ共、夫にては御用不相分、態とこへを荒らげ大音にて、「是三

郎・次右衛門、大切な御用向を以て早打に乗り、日限送る、のみならず此有様は何事ぞや、不屈至極、紀州の様子は如何いたしたるや」と叱り付候処、へ「ハ、ア」と息次、「乍恐御立腹候得ども何分混雜仕、日限延引仕升たる段御免奉願。然共漸紀州表相分り罷（十ウ）帰り、当八ツ山御殿に被為入候は似せものに相違無之、実の御落胤は御果被遊紀州名草郡平野村幸伝寺と申寺へ取置候に相違無之、書付迄持参り、また似せものは同村本山修験鏡王院弟子法沢と申者に大かたは相違有間敷と、見知りの人迄兩人召つれ升て御座り升る」と一々紀州様子申上るゆへ、へ大きに御感心被遊、「遠路の処長々太義至極、先休息いたし（十一オ）候様に」と御手当悉く被仰付、御医師被下置御介抱に相成。へこちらは越前守早速御出動被遊、御髮月代有之御供を揃へて御出に相成たるが、直に登城言上に及ばんと思召候得共、老中の身をかばひて我功を伊豆守に譲り御勤に相成候様いたし、是だから名奉行と呼ぶ、と相見へ升る。へ是より御登城に及ばず、老中松平伊豆守殿御役宅に被来御逢を願ふゆへ、へ伊豆守「扱は（十一ウ）是迄病氣と申立引込居、紀州表身元調に及びたれ共分り兼、申訳を願ひ度と存参りしならん。会まじく」と思召たるが、「願ひ度と存参りしならん、如何様成る事を申か対面に及び、其上にて」と思召、早速御会に相成、へ「コレ越前久々ダナ」。へ「御意に御座り升る。久々にて御目通り仕り御堅勝に被為入恐悦至極奉存候」。へ「扱越前、先送て被仰付たる典一坊どの御身分調の義は如何いたした」。へ（十二オ）へ「御意に御座り升る。

いづれにいたしても分り兼ねるよつて病氣と申立、紀州へ身元調に早打遣はし升る處、只今罷歸り一々調べ行届升て御座り升る。八ツ山に居り升るは似せものにて、実の御落胤は宝永二年三月御誕生被遊直に御果被遊、御腹沢の井共に相果平野むら幸伝寺に於て取置升て御座り升る。則右書付の通寺より被差出持参り升た。此段某直言上と奉存候(十二ウ)得共、乍恐御頭より言上被下、内々は御頭さまよりも紀州へ身元調への義被仰付候様言上被下置度」と申上ければ、へ伊豆守どの大きに驚き、「ナント申、似せものとな」。へ「御意に御座り升る」。へ「イヤ夫はしたり、驚入たる御辺の眼力、今更面を合すも面目なき仕合、乍去是非に及ばず、此度の義我よりも内々身元調申付たるよふ」。へ「いかにも其趣に言上被遊可被下」。へ「ア、忝し、此たび我を救ひ呉たる事死(十三オ)しても忘れじ」と御涙とともに越前守の手を取て頂き、是より直に供揃ひ申付られ俄に御登城に相成升る、弁。へ既に御登城に及び御前に罷出ると、越前は遙に末座に平伏に及ぶ。へ老中伊豆守「乍恐御取次奉る。先達て越前水戸家を以て御落胤御身元しらべの義奉願、然る処山内伊賀亮と申もの附居り弁舌を以て調不行届、紀州へ身元調の為御用人式人差遣し(十三ウ)升たる處、早打も今朝立歸り実の御落胤の君は即日御逝去被遊、御はら沢の井迄も相果、平野村幸伝寺と申寺に取置升たる處、斯の通りに御座り升る」と幸伝寺よりの書付御覽に入奉る。へ將軍家御覽被遊、「扱は実の落胤は相果、八ツ山に居るはシテ何やつならんか」。へ越前「御意に御座り升る。いまだ耽とまとは

分ませんが、同村本山修験鏡王院弟子法沢と申ものに相違御座りません趣、(十四オ)尤見知りの人迄兩人召つれ升て御座り升る」。へ吉宗公「ア、天晴く此度の働らき太義至極、殊に家来も能調行届たり。此上は恥辱に不相成様召捕升るよふ、万事越前へまかせる。此上とも能く(鈴木本 計らへよ)、且又伊豆も内々身元調申付たるよし、是以て行届(鈴木本「行届」たる仕方)別而此義召捕は越前と申合て予が恥辱に不相成様」。へ「委細奉畏候」と早々御前を下り、伊豆守宅へ来り、へ「扱越前、將軍家の恥辱に不(十四ウ)成様召捕れとの御上意成るが、如何いたして可召捕や」。へ「左様に御座り升る。まづ上様の御恥辱に不相成様任り升るには、先方も忝三千人同勢引連上方往来仕候得ば、此方も又丈夫の御手配なくては相成ません。先召捕升るには南北の与力同心を以て召捕候ゆへ此義は私引請に任り、其外手配の義先三十六見付の義は申迄もなく、江戸十二の出口南は品川北は千住東は本所(十五オ)立川通り西は板橋、右大出口四ヶ所をはじめ十二口を堅め、船手は向井將監・間宮造酒之丞両手を以て品川・鮫津より永代迄船を以て取切り、典一坊天を飛地を潜る時はいざ知らず、左なくては遁る、事意人も不相成様任り召捕ませなければ、御恥辱に御座り升る」。へ伊「尤の申分、併し人数の義はいかゞ致さん」。へ「左様に御座り升る。十二口の義は御鉄砲御先手同心御借あげ是を以て取切り升る様、(十五ウ)是等の義は御頭様より被仰付、典一坊召捕の義は私一手を以て取仕切召捕升る」。へ「如何にも其義は下知に及んが、召捕の日は」。へ「明後日

に被仰付、尤召捕候義はケ様く〜に仕り候間、左様御承知被下置升る様。へ伊「尤の義也」と有て、夫々御手配に付。へ先表向は、「吉辰に付御親子御対顔」と申触出しに相成、「火事沙汰等無之様非常を守る為に御堅めに相成」との趣を以て御見附く〜は皆一同大名衆（十六才）御自身の御出張に相成御堅被遊、御先同心御借り上のうへ、十二口を取切夜に入て篝を焚、まつた船手に於ては御船手頭向井將監・間宮造酒丞両手をもつて品川・鮫津・永代の鼻迄江戸中の船を御借り上に相成、高張付け広太なる事どもなり。へ然るにこちらは大岡越前守、私宅に引取夫々支度申付、へ弥明日に相成と石子伴作を呼出、「伴作、只今より八ツ山御殿へ罷越、『明五ツ時御供（十六ウ）揃ひ御成有之様』と申て、『尤吉辰に付御親子御対顔の御取持奉る。尤松平伊豆守殿も越前守宅に於て御待受仕る』と能様に申、乍去此度の義は余人にては勤り難く、只ものならざる山内伊賀亮早速様子を見てさとり（鈴木本 悟らざる物にも非）、必々似せもの露頭いたしたる体を見付られざる様に申入んければ不相成、思ひ中になれば色外にあらはる、習ひ、心に似せもの承知いたし居るゆへ、少しにても其様子有時は（十七才）直に悟られん、実に明日御親子御対顔に相成と心得て申せ、必ず鹿相無之様に」と抜目なく下知に及びけるゆへ、へ「委細奉畏」と早速切棒の駕籠に打乗八ツ山御殿へ至り、南町奉行より使の義申入、山内伊賀亮に対面いたし、明日御成を願ふて、へこちらは典一坊どの、明日は御親子御対顔の御祝義且八ツ山御名残といたして御能興行有之といふ一件、山

内伊賀亮天文の講釈と申は（十七ウ）鳥渡一息入て申上る。

既に典一坊召捕に相定り、出口く〜を嚴重いたし（鈴木本 「嚴重」に堅め）表向は御親子御対顔と申呼込にて召捕んと石子伴作を以て申入に及。へ石子伴作八ツ山御殿に至り使者の義申入、駕籠より下りて玄関に向ふ。式台まで使者受のもの罷出、案内いたして使者の間へ通し茶とたばこ益出て、へ其内に奥御取次罷出、「何の御使者に御座る。御取（十八才）次申さん」といふ。「私義は南町奉行大岡越前守使者石子伴作と申者也。御重役山内伊賀亮殿に御目懸り申度、此段宜敷奉願」。へ「暫く御扣被下」と待せ置伊賀亮部屋へ参り、「御取次申上奉る。南町奉行大岡越前守より使石子伴作御目通り致度趣、如何取計升ふや、奉伺。「不苦、対面所へ通し升る様。へ「奉畏」と石子を対面所へ案内に及び、其内に山内は支たくいたし、例の通りちぢら熨斗（十八ウ）目に葵の御紋の衣服長上下着用いたし、御先を払て、「シイ〜」と立出伴作に向ひ、「是は〜御使者御苦勞千万、山内伊賀亮へ何用向成るや、承ん」。へ「扱今日乍失礼越前守使を以申上候、此段御用捨偏に奉願。先達御成之節重々無礼の段御申訳旁に越前守可罷出処、病氣に付甚だ奉恐入、漸々病氣昨今全快仕り、殊に明日は御日柄宜敷に付御親子御対顔被遊候様御取持の義、老中（十九才）松平伊豆守并に越前守に取仕切相勤候様御上意下り、明日松平伊豆守越前宅にて御待受申上奉らん。何卒五ツ時御供揃にて御成御座候様、よろしく御前御取繕を以

て奉願上候」。へ「いかにも相心得候、伺ふて御挨拶に及ん。暫く扣へ升る様」と待せ置、奥へ参り伺ふふりにて余程手間取て立出、「只今の趣申上たる処、上におゐても御満足被遊、明日対面の上札に及との御上意也。立帰らば越前(十九ウ)へ宜敷」。へ「奉畏」と暇を告て引取に相成。へ直に伊賀亮典一坊御前へ罷出、「乍恐言上仕る。南町奉行大岡越前守より使を以先日之無礼申訳、且は明日吉辰に付御親子御対面有之、御取持の義は老中伊豆・越前取仕切相勸趣、明五ツ時御供揃御成奉願趣、尤伊豆守越前宅に於て御待受奉る趣に御座り升る。伊賀亮御祝義奉申上候。一同、大膳殿、此段達(鈴木本「此段達」なし)御祝義奉申上候様」。へ「奉畏」と早速一同(二十オ)へ下知に及びけるゆへ、一同より御祝義申上に相成。時に伊賀亮吉川民部へ申付、明朝は御供例の通り手廻呼込に相成。へ然るに伊賀亮、「乍恐奉申上、明朝(鈴木本「明」日)は西の丸へ御入に付御祝義、且当所御名残といたし御能被遊可然奉存。兎角下の評判こそ第一に御座る、能役者共は格別に御座候、八ツ山御殿御名残の能被遊候時は世間の聞へ宜敷御座り升る」。へ「如何にも尤の申分、能きに計らへ升る(二十ウ)よふ」。へ「奉畏」と早速下知に及び、芝辺へ住居仕る能役者観世太夫・金剛太夫・法性ほつてい等御呼込に相成御能興行に相成ゆへ、能役者共は大きに悦びて、「扱々結構成る事なり、九代將軍家は天晴の御名將に渡らせ玉へ、殊に御能も御好有とは我々共の仕合」と大きに悦び、観世・金春・法性・仁右衛門等罷出。へ扱八ツ山御殿に於ては御支度有之、御庭御能舞台を

出して一段高き処に御簾を懸、黒(二十一オ)天鷲賊に淺黄びろふどの御しとねをもふけ、典一坊どの紫ちりめん御衣を被召ひきよ小金蘭の法眼袴を着し、金銀の中啓を取つて御扣へに相成と、(鈴木本 簾の左の方には山内伊賀之助、右の方には浄楽院、是より繼て)赤川大膳・藤井左京・吉川民部・島左京・戸村次郎右衛門・山沼祐介・石田典膳・石川内匠・齋藤逸八・吉田吉右衛門等其外御家来残らず拜見被仰付けるゆへ、一同皆麻上下着用いたし、御庭迄罷出相扣る。此時にへ観世太夫始能役者御庭に罷出、御(二十一ウ)目見願に及故御取次申上、「乍恐申上奉る。能役者観世・金春・金剛・仁右衛門御目見奉願上」。へ典「不苦、目通りゆるす」の御上意、此時大膳・左京左右に立て御簾のクワンに手をかけ、「シイ〜」と巻揚、簾くわんに懸置座を下りて、「ハ、ア」と平伏す。へ典一坊殿「能役者共太義」との御上意にて直に御簾が下る。へ一同、「ハ、」と御請に及、御前引取支度に及舞に相成処、初めは三番叟にて鸞仁右衛門(二十二オ)三番叟の名人にて、仁右衛門横飛の三番と申て古今無類の名人ゆへ、へ既に三番叟初り謡方其外下方の面々居流れ、「アヲヲ、ハヲ〜」といふ。仁右衛門三番の支度にて舞台へ立出、三番をふまれたるが無類の三番ゆへ、へ一同「ア、面白や、當時音にも高き仁右衛門の三番なり」とうつ、をぬかして見物に相成。典一坊殿にも能といふものは面白くなひと聞たるが到て面白きものゆへ、御機嫌能御見物(二十二ウ)に相成けるが、既に三番も終りて此度は観世太夫よりいたして、「御好を願ひ升る。

何成共御好み被遊候様」。へ典一坊、此義初ての事ゆへ何を好てよひか一切不相分、「伊賀亮、其方直敷ものを好ませむ」。へ伊「ハ、奉畏」と申て、「口今の御好は『遊行柳』の舞を御好に相成、『遊行柳』を被致升るよふ」。へ「ハ、奉畏」と引取来る。いづれも「この度は何が御好に相成升たか」。へ「『遊行柳』が御好」。へ「夫は珍敷ものを御好に相成。『遊行（二十三オ）柳』を御好に相成位にては悉く能は御好にて被為入候事と相みへたり、我々の仕合」と一同悦び、へ既に舞に掛ると、是は六ツケ敷ものにて面白き事なき事此上なしといふ舞にて、観世太夫より外に勤るものなく、此度観世太夫支度に懸り舞に相成たるに、観世太夫舞台に出れども少も動く事無之只、「アヲ、イ、ヲ、イ」といふにつれて足を踏計にて、夫にて悉く六ヶ敷もの故見ては更に面白からず、依て（二十三ウ）一同あきれ果、へ「コレハシタリ、先と違此度は面白くもなく、とんだものが御好に相成て」とあきれ果、居眠り計皆々いたし、典一坊殿にもあきれ果、御簾の内にて居眠りを被遊て、「グウ〜」と鼾のこへ聞へけるゆへ、へ伊賀亮中啓にて突けるゆへ、「ウン」と目を覚ては居れども、頻りに寝むく相成、曲録に懸り不思居眠りいたすゆへ、始めは伊賀亮も氣付て居たりけるが、其内に舞が頻りに面白相成ゆへ伊賀亮巻（二十四オ）人うつ、をぬかして見て居たりしが、へ其内典一坊も夢覺て御覽被遊、曲録を横に倒しはつたり倒れてひたへをシタ、カ打、「アイタ、〜」と被仰けるゆへ、へ皆々大きに驚き、「コハイカニ被遊候哉」、先一同（鈴木本 肩に）懸て奥へ

御入と相成。へ山内伊賀亮下知を伝へ、「今日は上御不例に被為入、先御能は見合に相成」。夫に付能役者共は夫々被下物有之、御馳走に相成、御下に相成。へ然るにこちらは伊賀亮御前に罷出、「乍恐如何被遊候（二十四ウ）哉」と伺奉る。へ典一坊どの「さて伊賀亮、只今予が舞最中に夢を見たるが、凶事か吉事か判断致して見よ」。へ伊「乍恐如何の御夢に御座り升る」。へ「されば予は鷹野に出て只老人にて参りける処少しの山あり、是へ登て見たる処向の方へ下る道有、依て下りて見たる処小川あり、是に小兒老人釣りたれて居たるが、餌をさし替へて釣りて見よと竿を少したぐりて釣んと心得て川へ顔を出したる処コハイカニ、我顔紫の（二十五オ）如（鈴木本「紫」色）に相成金角生じてキバヲ生じ、是はと思ふ処左の角折て、其跡の痛たる難義の事夥敷、今に於て痛みたへ難し、夫にて夢覺たるが凶事か又は吉事か判断いたし呉」と被仰付。へいかゞ致けん伊賀亮何の御答もなく、無言で扣へたり。其外のもの共誰か老人凶事とも吉事共申上るものなく扣へたるが、へはるか末席より大森彈正進み出、「末座より推參に候得共、私判談申上る処只今の御夢（二十五ウ）吉事に違御座りません。其子細は金角生じ升きば生じ升タルガ、和漢共角生じ升た獣ものにキバ生じたるものなく、金角とキバ生じ升たは象（鈴木本 鬼）より外は御座り升せん。象（鬼）と申升るは姿有て形なきもの夢に御座り升て、是は唐土の玄宗皇帝の夢に御座り升て、其外角を生じキバを生じ升るは龍計に御座り升る。龍は貫きものに致して天上するは龍計に御座り升

る。是が故に禁庭御顔を押し奉るを龍(二十六才)顔を押し奉ると申、俗には禁庭の御生れの御方へ肩中に鱗の形が三ツ有之杯と申する位に御座り升る。其為に伏羲が出したる『易経』にも乾の方をもつて龍にたとへ升て御座り升る。龍より貴きものは是なく、只今の御夢は龍の夢にて到て是迄は身分不定に入らせられ候得共、弥明日は西丸へ御直りに付、是偏に龍の天上いたす如くにして西丸へ御直り違無之、吉事の御夢と奉存(二十六ウ)候」と申上る。へ典一坊殿少し機嫌直り、「彈正能く判談いたしたり、吉事とあつて予も満足致す。大膳、彈正に当座の褒美といたして三千石とらす」。へ大膳「ア、奉畏」と早速三千石の御墨附をなし取らす故、へ大森彈正大きに悦び、「是は難有仕合に奉存」と御請申上る。然るに先刻より山内伊賀亮はだまつて居たるが、俄に癩を發したると相みへ、「ウン」と計後ろへ倒れたり。一同驚(二十七オ)き、「是は伊賀亮さま如何被遊候や」、申ても一向受答もなきゆへ、「是は大変なり。先伊賀亮部屋へ連れ行介抱いたし遣せ」との御事なれば、中々以病氣直る気色も無之、明日の御供は連も相勤る様子無之ゆへ、俄に手違と相成御供のものは操替に相成、爰に於て大森彈正家老分に御取立に相成て、明日御先番は大森彈正にて大御供が赤川大膳と定り、明日御成支度に及び、(二十七ウ)夜に入つていづれも御前を下りけるが、へ赤川大膳は我が部屋に帰りたるが、「伊賀亮病氣いかゞ致したるや一寸見廻に参らん」と存て、ほんぼり照らし廊下づたひに至り襖引明て(鈴木本 見れば、六枚屏風にて取巻き居る故声を

懸)、「大膳で御座る。伊賀亮殿如何被遊候や」。「是は大膳どので御座り升るか。こちらへ御入被成」。へ「然らば御免被下」と屏風を押明て見ると、伊賀亮只老人にて酒を汲居るゆへ大膳も不思議に存て、「伊賀亮どの、御病氣は御全快で御座り升る(二十八オ)や」。へ「先々咄は(鈴木本 跡で。)そこをめて御入被成」と、へ大膳不思議に存ながら後ろをめて内に入と、へ伊賀亮盃をさし、「先一盃召上り候へ」。へ「イヤ御酒も頂戴いたすが、御病氣は如何で御座り升」。へ「さればで御座る。病氣と申たは嘘で御座る」。へ「ナニ御病氣はうそで御座る。シテ何ゆへ病氣と偽りて明日の御供を御はづし被成候哉。明日こそは西丸へ御直りにて大切の場所で御座る。夫に何ゆへ病氣と被成(鈴木本 化病被成た)」。へ「されば也、典一坊似せもの露頭いたし(二十八ウ)で御座る」。へ「ナニ似せもの露頭いたした」。へ「いかにも」。へ「夫は不仕義の事也。今朝大岡が使といひ只今御夢と申、一円合点不参義に御座る」。へ「でも露頭いたして御座る。依つて明日大岡宅へ乗込時は召捕れるに相違無之、某儀此度似せもの承知にて味方致といへ共、大岡に被召捕て恥をさらす咎は一切無之、依つていさぎ能明日は当八ツ山に残て、切腹致す心底で御座る。貴殿も水戸家(二十九オ)に於て三千石藤井紋太夫どの、御子息也。大岡の手に懸り死恥さらすより明日は当所に残て御切腹が直敷御座る」。へ「然らば似せもの露頭相違御座ラヌカ」。へ「違ひ御座らん」。へ「然ば当所に於て一同(鈴木本 「一」 処に)切腹致升る。典一坊殿へ此段申上ては如何」。へ「イヤ、夫は不直

敷、能考ひて御覽被成候得。此度大岡越前守乍敵も広太（鈴木本天晴）なり、一度老中掛りを以調相濟たるを町奉行の身分にて是を申請吟味、一命（二十九ウ）を投打ての働き感ずるに余りあり、依て此度の功にめんじて典一・浄楽院・左京は召捕せて宜敷（鈴木本可然）。典一坊十三の時おさんを殺し、十四才の時師匠を殺、其後も人を殺せし事夥敷、また浄楽院・左京は始め叔父を殺して京都を立退き、其後も天下より人相書廻つて居処無之、美濃国長洞に至り浄楽院典山を頼坊主と相成、其内に師匠たる典山を殺し、其身讓弟子杯（三十才）と号し後住に相成重々の悪有之、大岡に被召捕可然。乍去某は此たび似せもの承知にて味方いたしたる外に悪無之、元美濃に於て味方いたす時より兼て覚悟いたし、今天下に於て恐る、は越前守老人なり、是さへ遁る、時は大丈夫もし間違たる時は切腹と、覚悟を極たる故今更驚かず、又貴殿も盜賊は致すといへども切取強盜は武士の習ひに候得ば、大岡手に懸り死恥を（三十ウ）さらすに不及かと存、某と俱に当所に残て御切腹被成」。へ「ハ、然らば貴殿と共に切腹仕らん。然共似せもの露頭の処合点参らず」。へ「然ば御合点の参候様御咄申さん、夫成酒肴を御持参被成」と皆々取持て片へを押明け天文台に登り見ると、品川沖より海風烈敷吹来るゆへ、幕を持参り張て壺盃を汲かわしながら伊賀亮、「大膳殿、貴殿も三千石の御息ゆへ廿八宿カツウと皆（三十一才）言」弁。「二十八宿の星は御存で御座ろふ」。へ「成程名は存居候得共、何の星が何れの星か一向存不申」。へ「夫にては御咄難相成、廿

八宿九天の分位をも御存なくては六ヶ敷、然ば我指方を御覽被成。此方に当り大成る壺ツの星光りこうくと致て有て、夫より少し離て又壺ツ大成る星なが光薄く相みへ候が分り弁ふな」。へ「左様に御座る」。へ「アレガ則將軍星として將軍家の星なり。既に將軍四五日以前迄はその光薄く（三十一ウ）既に消んといたす計、こちらは今薄く相見へ候典一坊の逆星、此星光煌々といたし居たる処、今晚ははや光りも有や無かの如く薄く相成、露顯いたしたるに相違無之」。へ「ハ、ア然らば將軍杯と申も御座るか」。へ「イカニモ御座り升る。疑敷は御咄が御座ルガ、其むかし北条九代執権の内に西明寺時頼といふ人有、此人世を譲り世間の様子を見ん為に二階堂老人同道日本を御廻被遊候（三十二才）時、奥州会津に至り其夜宿を求め兼て野宿被致たる処、片辺に家有之と見へて、夜の丑刻時分老人小用に起ると、又跡より悴と相見へ小用に起る処、彼老人「当時は油断がならんぞ、大分將軍が諸国を廻る」と言て引込て伏たり。時頼是を聞て驚き、翌日夜明てより尋たる処星学者の趣、よつて時頼より右のものに二十石の除地を被下置る。今におゐて奥州会津代田村に於て（三十二ウ）惣平と申もの有之、時頼より二十石の除地頂き罷在候ものなり。其如く天文の事を知る時は行の事と相成（鈴木本「知る時は」少々事も違ふ事無し）。今似せもの露頭に相成且又アレ幕を揚て御覽被成、品川沖鮫津より永代の鼻迄取切り、下成品川におゐては簾を焚て堅めたるは、明日御親子御対顔に付堅めとは偽也。我々を適さざる様の為にて有之、今に相成ては天を飛び地を

くゞるはいざしらず、左無て遁(三十三オ)る、事可相成や、よつて明日は貴殿も病氣と申て当所におゐて御切腹被成て然るべし。へ「ハ、ア然らばいよく露頭(ツル)に相違無之、シテ又先刻大森彈正典一坊の夢判談、アレハ如何に御座るや」。へ伊賀亮「サレバデ御座る、大成る違也。此上にも御疑ひ被成候はゞ、先刻の龍の講釈夢判談いたして御聞せ申さん、能御聞が宜う御座る」と是より夢の講釈より、いよく典一坊大岡越前守役宅迄(三十三ウ)乗込被召捕、山内伊賀亮切腹惣らくちやくといふ事は明晩。

扱八ツ山御殿に於ては御能の節典一坊夢を見られ、大森彈正吉事と申上たれ共大成相違いたして到て凶事也。然れ共赤川大膳は武道のみにて文道は到てくらく、且天文等の義も一向不存、いまだ心に不落居る様に相見へる処、へ伊「然らば一々御心に落人候様御咄(三十四オ)申さん。先刻大森彈正吉事とは申たれども凶事にいたし、尤夢は龍の夢にいたし彈正申通り角有物にきばなし、きばあるものには角なし、角に牙の有ものは象(鈴木本 鬼)也。象(鬼)は玄宗皇帝の夢にて正氣(マツキ)は高祖皇帝の夢也。正氣・象(鬼)ともに姿有て形ちなきもの也、其外には龍也。乾の卦といひし如く天上いたすは龍計也。依て是に習て初九は潜龍用る事なかれ、九二見龍田に(三十四ウ)あり、大人を見るに利あり。九三君子終日乾多迄暢若すれ共危けれども咎なし。九四は躍て淵にあり咎なし。九五飛龍天に有、大人を見るに利有りと申て龍にたとへ、然れども是は飛龍

也。龍といへども一様には是なく、八大龍王(ハチノリウ)にいつて修験道には龍神とて八ツに分り、是は八大龍王にて神といたし別也。龍は五ツに分り飛龍・大(鈴木本 火)龍・去(鈴木本 青)龍・雨龍・蛇(鈴木本 蛇。以下の蛇も同)龍と申五ツあり。今日典一殿見たる(三十五オ)夢は蛇龍の夢なり。蛇龍は人間にたとへて見れば、らひ病やみ也。癩病といふ病氣を得たるものは人間にして人間の交りならず、第一神へ參詣いたす事不相成、此參詣いたすときは神をけがし奉る、乍去其身の心にては恥る心もなく、やはり人間の交り致して居ると同敷、龍の如く生れて有ながらも蛇龍は龍の交り成難く、然ども龍の氣にして其身は有ゆへ、時節来れば(三十五ウ)天に上いたす心出来、雲を起して天上なし、乍去蛇龍天上なす時は天をけがすゆへ、其(鈴木本 「其」蹴落)役は雨龍下つて踏落す。その時蛇龍粉々と成つて世界にふる。夫が為に殊に寄と蛇龍の氣を請て死もの有之、蛇龍の氣をうけて療治不相叶、是等は御存ならん。へ「イカニモ蛇龍の氣を請て死するといふ事承る。左様成る事度々御座り升や」。へ「イカニモ度々有之」。へ「乍去咄計(三十六オ)にては左様の事見たる事なし。めつたにはなき事と存候」。へ「イヤ度々有之候へども其様には氣を請るもの無之、世界は三山六海一平地と申、三ツ山六ツは海にして十の物なら一ツシカ平地無之、よつて度々有之ても人間其氣を受る事はまれ也。此度の夢は其蛇龍にいたして、典一坊其身は紀州名草郡平野村鏡王院弟子法沢也。此ものが將軍家に相成時は天下は二(三十六ウ)度乱れ立基ひ

なり。爰に於て神いかでかゆるし玉ふべきや。是に依て蛇籠を防ぐは雨籠の役也。雨籠は則南町奉行大岡越前守、蛇籠の天上をなすを落す、其為に先刻左の角落て其跡なやむと申、是論より証摺の事に御座り升る。此度は大膳どの御得心被參候カナ。へ「成程御尤の仰、貴殿これ迄被仰たるに間違たる事無之、然ば明日は病氣と申立、当所に残り切腹(三十七才)仕るで御座る」。へ「夫が宜敷御座る」と明日切腹の相談いたし引取たるが、「赤川大膳俄に病氣差発、明日御供難相成」と申上たる故に、又々大ひに手違と相成、第一の利役者式人引込困り入たれども、また藤井左京・大森彈正は大ひに悦び、「扱々運のなきとは伊賀亮・大膳也。明日こそ西丸へ御直り大切の場所なり、然るを引込、第一の御家老は此藤井左京也」と巷人内心に悦び、矢張御(三十七才)先番は大森彈正、大御供は藤井左京にて弥明五ツ時御供揃にて町奉行大岡宅へ御乗込に相成と、兼て約束の事故老中松平伊豆守参り居、御着に相成と御玄閔迄伊豆守・越前守出迎、御乗物は玄閔横付に相成と御先番大森彈正来て御打揚を上ると、典一坊今日はいつもより御顔色宜敷御立出に相成と、へ兩人、「乍恐伊豆・越前御出迎奉申上る」。へ「兩人共出迎太義」。へ(三十八才)「ハ、乍恐御案内奉申上候」と越前御先に立て、「シイ〜」と奥に参り、一段高き所に簾を釣黒天鷲賊の御しとねを設是あるゆへ、是へ典一坊どの御座に相成と、へ松平伊豆守「乍恐伊豆言上仕る、今日は御日柄宜敷に付、御親子御対顔西丸へ御直り被遊候様御取持仕候義、伊豆・越前取仕切り相勤候様御取持

被仰付、先以西丸御直り御祝義奉申上候。夫に付暫くの間乍恐御証摺(三十八才)伊豆へ御預奉願上、御証摺持参り上様へ御覧に入て御迎ひには伊豆守又々罷出升る。夫迄は是にて御休息被下置候よふ奉願上候」と申上る。へ「サア典一坊如何致して宜敷哉、伊賀亮不居ゆへ一向不相分、「左京〜」。へ「ハ、」。へ「如何いたしてよかるふ」。へ左「御意に御座り升る。將軍家へ御証摺御覧に入奉る、殊に御迎ひに又々罷出候趣、尤の義に御座り升る。又伊豆へ御預可然奉存」。へ「イカニモ尤の義、然ば(鈴木本 伊豆)汝へ預る間父將(三十九才)軍へ宜敷申上てくれひ」。へ「奉畏」と「早速御証摺御覧に入奉り、御迎ひに罷出候迄暫く御休息奉願」と御証摺二品預りこなたに引取、「越前、跡は其方よきに」。へ「委細長り候。召捕の義私任、且御証摺有之内は繩懸る事不相成」。へ「然らば頼む」と有之、伊豆守御証摺を持って登城に及ぶ。然るに越前守奥の様子見ると今日は大切の山内伊賀亮・赤川大膳不参ゆへ、此式人を取逃して不(三十九才)相成と存、早速吉田三五郎・平石次右衛門を呼出し、「其方共是より早々八ツ山御殿に罷越、山内伊賀亮・赤川大膳を召捕て参れ」。へ「奉畏」と吉田・平石式手に分り、与力・同心三百人を引つれ百五十人宛に相分八ツ山に相むかふ。へ然るにこちらは八ツ山御殿に於て山内伊賀亮、典一坊行列操出しに相成と、へ跡に残りしものは女中計八十三人、其外中間小者に至る迄千三百人計有之し(四十才)を不残呼出し、且又用金を蔵より不残出して積置、一同のものに向ひ、「扱今日は典一坊どの西丸へ御直りと相成、夫に

付家来共は一度御暇御遣しに相成、公儀御家人を以守護に相成。乍去何も上方よりはるくの外御供いたし参たる間、御暇被下切といふにはあらず、一たび御暇御遣しに相成てもいよく西丸さまに相成、京都御家督願御願ひの上にて御召出しに相成、夫々御取立被仰付。然ど(四十ウ)も御浪人内の御家来故、今度は直に御召連は難相成左様相心得候様、其方共必違方へ不参江戸近所に在て再び御召出しを相待候様、是は当座の小遣ひといたし老人前金子百両宛被下間、左様相心得御召出し相待候へ」と相渡し候間、へいづれも「奉畏」と金百両を請取に相成。へ「乍去男はいまだ用事有之、女中のものは先に参るよふ、もし何者に被聞候共八ツ山に参りたると(四十一オ)は不申様にいたして、知るべに於て御召出しを相待候へ」と申付、女共を先に遣し其上にて八ツ山御殿内の畳を不残揚させ、十二畳の間を明け此廻りへ皆々畳あらん限り二重三重に積せ、四尺四方の口を附(鈴木本「口を」壱方に明け)、奥には二重三重に裏板まで積重ねたるゆ(へ)、弓でも鉄砲でも通る事無之様に仕り支度出来上て、へ「扱今は用事無之、皆々勝手に引取る様、去ながら其内誰にても宜敷式人残り候様、(四十一ウ)是は今公儀より八ツ山御殿請取の役人参り候其時、遠見の者無ては不相成、其替り遠見いたすものには金千両被下置、則是に有之候間、誰にても不苦敷其内式人残り升る様」に申渡したるゆへ、へ我々どもの如く欲深きものは、「おれが残るく」と大騒ぎゆへ、伊賀亮「然らば圖取にいたし残る積(鈴木本 圖取にいたせ)」と有て、欲深きもの(鈴木本

本 四拾人)計へ圖を取らずが、運わるきもの式人残りて、「私共が番に当り升て御座る」。(四十二オ)へ「然らば其方共は老人宛表門裏門へ参り居、請取役人参りたるを見るならば早速此口へ来て知らせ升る様仕れ、其時千両は遣す」。へ「奉畏」と式人の者ども裏表の御門に参りて遠見を致して居る。へこちらは山内伊賀亮・赤川大膳兩人十式畳の処へもふせんを敷、百匁掛の蠟燭を付、向ふに唐机を置て山海の珍味を取並べて支度致す。兩人共白無垢着用、クキヨウノ上に九寸五分を(四十二ウ)紙に包て乗せ置支度相定て、是より兩人死出の酒宴におよぶ。心能汲かわし召捕のもの来る時はいさぎよく腹切らんと待請酒を吞て居る処へ、兼て遠見に出したるもの式人欠来り、「何か大勢同心体のもの相見へ升る」。へ「夫は太義、請取の人数也。夫成金千両を遣す間持参る様」。「難有仕合奉存候」と千両を持って出で升る。

伝に、是は伊賀亮深き了簡也。みな(四十三オ)家来に百両宛も遣し暇を遣したるは跡にて彼は無様、又金子は其儘差置候共欠所金に相成ゆへ、面々へ遣し難義不致様、且又世間のゆづうに相成様計ひしものと相見へ升る。

然るに平石次右衛門・吉田三五郎兩人組子三百人左右に来る処、右の式人千両箱を持出行ゆへ早速御上意、へ「イエ私は伊賀亮さまより」。へ「だまれ」と高小手手に(四十三ウ)いましめ、「ソレ」と一同に御殿へ踏込て見るとコハイカニ、畳は不残揚て人老人も不居ゆへ不思議に存、「是はいかゞ致たか、早くも知れて逃しや」と奥

深く入て見ると、奥に明りが見へ升るゆへ、「扱こそ」と參つて見ればあたりへは畳を積上、四尺計の口有之候間、是より明りさすゆへ口へ廻りて見ると、兩人共大悠に酒汲かわして居るゆへ、へ同心をかつひきの者どもこへをかけ、「御上意〜」と呼ぶと、へ山内伊賀（四十四才）亮ハツタと白眼、「コレ同心どもそふ〜敷静れ、汝等が手にかゝる伊賀亮に非ず、此度似せもの露頭いたしたる事推量いたし（鈴木本 如此の覚悟をせし也。）穢たる役人共の手に懸るべきや、八ツ山に残て切腹いたす。今時の武士はこまつた者にて槌棒武士にいたし、刃物を身に付たる事なし。今日伊賀亮が切腹を見置て後の物語りに致せ、もし夫より中へ這入者有に於ては壱人も残らず打果すぞ、切腹を見物いたせ」と呼（四十四ウ）はると、同心ども「こしやく成一言、ソレふん込て召捕」と申せ共、大悠（鈴木本「大」勇）に扣へ居る処へ誰壱人入らんといふものなし。只「御上意〜」と計り呼び居ると、へ赤川大膳血氣盛成若もの、殊に武芸におゐては古今無類の達者にて武景流（鈴木本「武」藏流）と新田宮流を極め、浅山一伝古流の柔術を能取り、棒は鹿島ト伝流を遣ひ、槍は三文流と宝藏院を遣ひ、何一ツ武道におゐて抜目なき若もの、殊に刀は（四十五才）拾人に対し古今無双の勇士ゆへ、今同心共が、「御上意〜」といふこへ聞て酒は十分に廻りたり、勇氣物身に廻りブル〜振て参り、是は恐て振ふに非ず、ゆうき満渡りふるひ来り（鈴木本 振ふので御座り升。）、連も此儘にては切腹難成、二三人も切時はふるひ留る者故、へ大膳「伊賀亮どの、御覽

の通連も此通りにては切腹六ヶ敷、どふぞ二三人切捨度御覽被下」。へ伊賀亮是を見て、「扱〜若き人は勇々敷者也。いか様其御（四十五ウ）様子にては腹は切れ間敷、ふるひ留る様三人迄は御ゆるし申候間、三人切たる時は早速引返して御切腹被遊。余り勢ひに慢じ長追ひ致時は仕損出来候間、必々三人切候は、御引返し被成候へ」。へ「奉畏、三人さへ切候時はふるひ留らん、其時は早速引返し候間御免被下」と股立高く取揚て下緒をたすきに引かけ、式尺八寸関の孫六兼光がきたひたる無類の大業物を引ぬき大音に、「只今赤川（四十六才）大膳最期の一刀覚あるものは請て見よ、冥途の供に連ん、来れ」と乍言、穴口より大ぜいの中へ「アツ」と計り飛び込んだり。同心の面々、「ソリヤコソ抜たり油断するな」と言へども百四五拾人詰寄居る事ゆへ、後の者は一向不相分、「ワア〜〜」と言中を当るを幸ひ死出の思ひ出、腕と刀の続く丈はと「バラ〜」と切廻る故、切手は大膳刀は名におふ関の兼光なり、また、く内に十三人切て落したり。へ流石の同心（四十六ウ）共も此有様を見ていかでこらゆべき、たまり兼ねて、「ワア、〜」と計逃散たり。へ赤川大膳は勢ひに乗じ酒には酔て居る、思わず帰る事を忘れ追行、既に表門迄追欠行、爰にて心附、「是は長追ひ致たり」と心得、引歸して来らんと致すと又、へ同心共一同に潮のわく如くドツと取て返し、「御上意〜比興也大膳、返せ〜」と呼はるゆへ、へ大膳是を聞て、「ナントいふ比興也と、何れが比興か我腕を見よ」と、（四十七才）又追欠行と、へ「アツ」と計り逃行故、又大膳帰らんと

致すと追来るゆへ不思取て返し、段々と八ツ山を離れて来る。へ此
 体を吉田・平石の兩人早くも見附、「逆も力づくにては召捕事六ヶ
 敷人数を多く失わん、夫よりは田町九丁目に引寄、左右の木戸を打
 て召捕らん」と一同のものどもへ下知を伝へ、大膳が引返す時は追
 ひ欠る、追ひ来る時は逃段々と引寄、へ大膳は敵の謀事とは夢に
 (四十七ウ)も不知、追欠く終に高縄十八丁を打越田町九丁目
 出ると、へこちらはいづれも下知を伝へ忒手に分り是有、猶また町
 火消共に申付左右の屋根に上置、檣ざつばをつみて相待たり。へ斯
 て謀事有とは不知田町九丁目に到ると、木戸を打向ふの木戸も打て
 左右の出口を堅め、是を相凶に家根に隠れ居たる仕事師共顕れ出
 て、積置たる檣木雨霰と投げ出すゆへ、へ是を見て(四十八オ)初
 て心附、「南無三宝しくじつたり、長追いたし前後を取切られ、
 扱々残念」とは存ながら致方なく、左右の屋根より投出す檣を請流
 して居たれども、雨あられの如く投出すゆへ請兼て五六ヶ所に当
 り、大に手負ひ今はこらへ兼て無抛天水桶のかけに隠れ居るゆへ、
 へ吉田・平石も下知を伝へ、もの馴たる与力・同心計に申付、手覚
 あるもの計廿人計先に立、面々半棒追取、(四十八ウ)後の方には
 長き竹階子等を仕事師に為持、木戸を明て、「御上意」といふこへ
 と諸共に入来るゆへ、此体を見て大膳、「我を階子取に致さんとは
 にくき振舞なり。其義ならば切伏呉ん」と踊り出る所へ同心忒人左
 右より打て懸るを、「心得たり」と身をひねり忒人を切て落す。へ
 「ソレ」と乍云階子長竹を無二無三に打懸るを、大膳払ひのけ突退

致す処へ、山田喜太八といふ同心棒の違者にて、(四十九オ)大膳
 の両足を目懸て今投付たる処にあやまたず両足の間へ入て、大膳は
 が為に足をぬわれ、何かは以てたまるべき、尻居にどふと倒れたる
 処へ階子を打懸たる故、不叶召捕と相成。からだは血みどろちがひ
 と相成、手疵八ヶ所まで負ひたるをいましめ奉行所へ連帰る。へ扱
 大膳は召捕たれども山内伊賀亮は不召捕、此上は伊賀亮を召捕らん
 とあつて、是より八ツ山へ又々押欠たり。(四十九ウ)へ然るに山
 内伊賀亮は赤川大膳の帰りを相待たれ共帰り不來ゆへ、「扱は長追
 ひいたし召捕に相成たるや、扱々残念」と待居る処へ同心共来り
 て、「イカニ伊賀亮、赤川大膳は召捕に相成りたり。じんじやうに
 繩に懸れ、御上意」と呼わると、へ伊賀亮莞爾と笑らひ、「是、
 大膳の様に血氣の勇にはこり、あやまつて召捕らる、様な伊賀亮に
 非ず、切腹いたすを見置て後世の物語(五十オ)にいたして(鈴木
 本「に」せよ)と少しもさはがず、盃につひでは呑々致居るゆ
 へ、へ若き処の同心ども心得有もの面々、「是は伊賀亮は器量計に
 いたして勇なし、腰がぬけて如此酒計呑居ると相みへたり。我召捕
 ん」と言ながら飛込。(鈴木本「我召取つて高名にせん」と忒人づ
 れにて鉄刀打振り、「御上意」と言い乍飛込来るを見て)伊賀亮
 「扱々命惜からん者共也、死出の供致せ」と扱打に切て落したる故、
 「アツ」と驚く処を一刀に切落したるゆへ、早業に恐れて飛び込も
 の逆もなく、へ依て伊賀亮この上(五十ウ)切腹と既に辞世を残し
 て切腹に及といふ一件より、典一坊召捕は読切に言上仕り升る。

（五十一オ）白紙（五十一ウ）

享保太平記 卷之拾

扱山内伊賀亮は似せもの知れたる事をさつし、八ツ山御殿に残りて切腹に及ぶといふ、実に天晴成器量とやいわん、外の人ならばとくにも是をさつし逃て命を助らんと可致に、尤命を惜む心有位にては斯迄の器量はよも有べからず、既にこゝろ能只壹人酒汲かわし或人迄手にかけて、此上は腹切らんと存辭世を残さんと存、机に向ふたる処如何いたしけん、（五十二オ）墨無之書殘事不相成故、「面倒也」と白無垢の片袖を切り取小指を巻て、机の角にて小指を中程より切落し、流る、血しほを以て、

色も香も知る人ぞ知る空は只みのり浄土の南無阿弥陀仏

といたし、諸肌押ぬぎ静に腹なでおろし、九寸五分を取て腹十文字に左の腹より右の腹迄切目長に引廻し、返す刀に咽を突抜相果たり。其見事成事いわん方なくみへたりけり。与力・同（五十二ウ）心も只々伊賀亮の振舞を見て恐る、計也。へ頓て吉田三五郎中に入て首打落し、おなじく片袖を取て是に包み辭世とともに持歸り、主人越前守へ右の段を申上ると、越前守どのも悉く伊賀亮が振舞感心いたし、殊に伊賀亮心中は赤川大膳より一々聞届に相成し故、爰におゐて上向には不出、我菩提所へ遣はし厚く葬り遣しけり、と御座り升る。是にて八ツ山は相濟、尤（五十三オ）此時曲者長く有之に

付、御殿は此時御取払に相成是より後には御殿は御座り升ず、夫は跡の事にいたして扱こちらはへ典一坊どの召捕に御座り升る。一ツ是に白洲が立んければ不相成事出来いたし、既に典一坊どの御乗込に相成と、越前守どの門前に年三十七八才とも覺敷、尤瘡毒にかきくされ乞食の様子にて鼻は落髪は悉くぬけ、いかにもむさ苦敷体にて、「私は典一坊母に御座り升る。（五十三ウ）何卒对面被仰付度」と申て願て出たゆへ、役人共一円合点ゆかず、此段越前守へ申上ると、「扱は佐渡の国に於て行倒れの者有之、其もの、懐に居たる典一と聞ば、髓に紀州の法沢実の典一を殺し其身典一と相成たるを知らず、先何にいたせ召捕事はいつにても相成、呼出して一通り相尋ねたる上にて、実か相分てより可召捕也」と早速右の女御白洲へ御呼出に相成、御尋に相成ける（五十四オ）が、是如何なれば、此女元上野国の生れに致して悉く困窮に相成、無抛壹人の（鈴木本父）親ありしを引連親子式人連にて京都に登り、京都五条の小間物屋に知る人有之、よつて此小間物や喜平と申を尋ねて参り、喜平の世話に相成居れ共是ぞと申商売もなく、今日くくに困た仕合ゆへ、爰におゐて此娘は器量宜敷無類の美女ゆへ、殊に年は十六才外に商売とても無之事ゆへ、（五十四ウ）「天神の社内を借り遣す間、是へ茶やでも出して客を取たらよかるふ」と有て、爰に於て五条天神の社内に茶店を出し居たる処到て客も有之、どふかこうか親子にてくらして居たる処に、へ爰にまた一条家の雜掌を相勤村山七五三之介と申もの有之、此間中少々心願の事（鈴木本 有て）毎日く朝參

りを致す処、見なれざる娘茶店を出して有之ゆへ、うるはしく殊に愛敬たつふりこぼる、計に御座り升（五十五才）て繁昌の様子ゆへ、此七五三之介も毎朝参詣の帰りに立寄休みけるが、余り愛敬宜敷どこやらすひたらしき女ゆへ、「縁あらば」と存居たる処、かの世話いたす小間物屋喜平むら山さまへ御出入ゆへ今日参り、へ喜平「久々にて御座り升。余り御機嫌伺にも不出、御様子伺ひに罷出升て御座（り）升る。」へ「是はく喜平か、能参つたり。先咄て参れ」と座敷へ通り咄をいたすに付、七五三之介「扱喜平、此間中心願の事（五十五才）有之五条天神へ参詣いたす処、此間より見なれざる女茶店を出したるが、貴様はあれを知らんか。」へ「い、存居升る。あれは全体上野国に御座り升るが、私が親知るものに御座り升て依て私を尋ねて参り、外に商売連も御座り升んゆへ、無搦茶店を出させ升て御座り升る。夫に付ナント旦那さま、格別錢も入と申には御座り升せず、親子式人くらし方さへ附升れば宜敷御座り升るが、かこひものに致し（五十六才）御差置被下候様には相成ませんか」と申故、村山七五三之介「渡に舟」と存、「夫は安き事也。私もどふか存たる処也。しからば宜敷取計ひくれひ」との頼ゆへ、へ喜平「宜敷御座る」と引受て立帰り、此段女の親に掛合たる処、困り居る最中故親子の者、「立行さへいたせば宜敷故、能々取計ひ被下候様に」と申ゆへ、爰に於て相談相定、むらやま七五三之介がかこひものと成て五条の辺りに奇麗成る家を（五十六才）借受差置たるが、中々以て少々の金子にてはかこひもの扱置事不相成、

広太もなく金子懸り物多く、其身は高の知れたる雑掌の身分にて多くの金子もなく、爰に於て不思も出来心より主人の宝物を盗出して質入いたし、或るは売しろなして遣ひ捨る。其内に此女種を宿したるゆへ右の段七五三之介に物語ると、全く我種を宿したる事ゆへ、「然ば生れ落たる上は其方も女房といたし引取、（五十七才）子は無相違我家督をいたさせる」と申故、へ「左様ならば後の証拠に何成共被下候様」と申ゆへ、へ「尤の事也。然ば証拠を遣はさん」と短刀壹本并書付を添相渡升。其文に曰く、

其方事懐妊我覚有、出生之上男子に候得ば無相違家督たるべし、為念書付為渡置もの也。

月日

村山七五三之介

お三津どのへ（五十七才）

といたし相渡置たる処、へ村山七五三之介多くの宝を盗出したるが知れそふに相成、如何とも可致様なく依て火を付たる処、斯る運と相見へて火は早速静り御宝蔵は何の替る事なく、依て直に改の上多く御宝物紛失に相成るける故詮議敷敷、へ此段京町奉行所へ御沙汰に相成たる処、段々吟味をとげたる処村山七五三之介が致したるよし相聞へ召捕に相成、及吟味たる処右の段不残白状に及びし故、爰に（五十八才）おみて主人の宝を盗其上ならず火迄付たる事ゆへ火あぶりと相定たる処、一条様におみて、「盗賊火付は致といへども親の代より永々召使ひし者ゆへ命計助け遣し度」と此段御声懸りに相成りける故、一命御助に相成、佐渡の国へ流罪と相成ける。扱御

こへ懸りと申ものは難有ものにて、既に前の阿部伊勢守様御老中の時御召使ひの御坊主盗賊を働らき町奉行の手へ召捕と相成、既に口書爪印相濟、(五十八ウ)町奉行御判取に出たる処、阿部伊勢守さま流石我家来殊に永々召使ひし事故御判を不被成、只御口上にて、「是は永々召使ひしものだ」と再三仰に相成ゆへ、町奉行「乍恐今一度吟味仕り升る」と申て御判を不取に下つて、とふく遺島と相成し事有之。其如く一条家に於ても長々御召使ひに相成し事故、火あぶりの処を佐渡へ遺島と相成ける。へ然るにこちらは彼の女、村山の種を宿し間もなく月(五十九オ)満て産落したる処、玉の如くの男子なり。乍去夫たる村山佐渡へ流されて、「せめて此子計も見せ度」と存たれども其義にも不相成、先産落したる子は大切にいたし育揚、日がら相立(鈴木本 其身も)違者に成つてより親子申合せ、「此度村山さま佐渡の国へ被流たるもみな私ゆへ起りし事なれば、是より佐渡の国へ尋行、御一緒に居るこそ是迄の御恩返し、何事も(鈴木本「何事も」なし。其上)此子をも御覧に入度」と有て是(五十九ウ)より京都を取仕廻ひ、親子打つてはるく越後に下り爰にて便船を相頼佐渡に渡り、段々と相尋ね行たる処、相川と申処より五六里在に有之と承り、頃は霜月の末つかた尋ね参りたる処、こはいかに残念成る哉道中病氣にて参(鈴木本「参」なし。来り)とふく金快不致死たると申事ゆへ、親子諸共折角尋参る甲斐もなく死せしと聞て力を落、先喜参杯をいたし啼々五六日居たれ共長々爰に在ても益なき(六十オ)事、一先相川に出て如何共致さ

んと其所を立て相川さして来る処、其日は到て天気も宜敷御座り升たる処、俄に天気悪敷相成、大雪降り来る。元より雪路には馴ざる事ゆへ難義に及、人家迎も無之、いかん共致し方なき処へ、後ろの方より一人馬に打乗来るもの有之ゆへ、「幸ひ」と存(鈴木本 親父)「どふぞ私は宜敷御座り升る。娘計も人家有る処迄御助と思召御乗せ被下」と申と、彼男「イヤ夫は御難義御さつし申、しからば(六十ウ)御乗り被成」と馬より下りて娘をのせ、時に親父、「コレ娘、其子はおれが肌にいだし、もし馬より落て怪我にてもいたさせては相成らん」と親父が懐にいだし証拠の品を包んだ風呂敷包にて上帯を、へ娘は馬に打乗男の蓑を借りて乗出すと、へ男「是ラジイサン、馬の足跡につひて御出」と申出懸たるが、雪は頻りに降り来り見て居る内に馬の足跡をかくすゆへ、中々以て歩行難相成、向ふも見へざる(六十一オ)ゆへ、殊に風ははげ敷其内に馬は先へ行、余程おくれたる様子に相見へたり。へ然るに七八町も歩行たると思ふ時二筋道に來り、いづれへ参つて宜敷か一切相分ず。馬の足跡もかくして見へざるゆへ、ほとんど困りいづれ大き成かた成らんと大きな道に行たるが、頻りに寒く相成肌へはつんざく計り、殊に馬より後れたる事故悉くせひを切り、氣をもみ抜きたをれく今息もつぎ合せる事も(六十一ウ)不相成、ころびくて歩行事だにも不相成ゆへ困りたる処、寺の前に出たる故、「是幸ひ」と門の下に來り暫く休息致さんと存たる処、悉く氣をもみぬき寒氣にとぢられて終ひに此所にて死したり。然るに雪は晴て寺の中間買物に出

んと門前迄来りて見れば、行倒れのもの有之、早速引返し此趣典山和尚へ申入と、和尚立出て見ればいまだ死きらず居るゆへ懐中の幼子を取揚、先(六十二才)肌に懐き是を助て早速村の庄屋を呼寄改めて見んと呼寄に相成。改たる処、風呂敷包の内悉く油紙にて幾重にも包んで有之故、ほどき見れば短刀巻本、外に書付巻通也。書付は先刻申上候通りの事ゆへ、「何れの人かは所書も無之ゆへ相分らんけれ共、墨付・短刀所持いたすからは、能き人の落し胤と相見ゆる。先取上置て尋ね参るとき遣すとも、若尋参らん時は出家の役、(六十二才)小僧にいたさん」と有て、里に遣はして六才迄育たれ共尋ね来るもの無之ゆへ、六才の時引取て髪を下し名を典一坊と名付、小坊主にいたし遣ひける。其内に此典山和尚佐渡より美濃の国長洞へ転住致し、よつて美濃へ連行居たる処典忠和尚典山を殺し、その身和尚に直り居たる処、赤川大膳・藤井左京・法沢参り頼頼候ゆへ、実の典一坊を殺して法沢と入替に(六十三才)いたしたる処。扱夫は跡にいたしてこちらは右の女馬にのせたる者は何もの也と申と、博奕打にて貸金取に参り貸の代りに馬を取て参り、是へ乘て其夜相川へ連行段々様子を聞たる処右之通故、「是幸ひ」と其年は相川に置我が心の儘にいたし、翌年に相成信州のごんど(鈴木本(追分)、言所に連行、遊女に売六年勤の内に瘡毒をわづらひ、十年計寝て居て漸々かたまりたれ共、鼻は落見るに(六十三才)見られざる様に相成、乞食いたしながら佐渡へ参り親と子供の事を尋ねたる処、浄学寺(きよがくじ)におゐて取立今にては美濃の国長洞へ参り居ると申

事故、又々美濃の国へ参り聞ければ、將軍家御落胤と申立大坂へ出たる由、また〱大坂へ参りて見ると、京都へ出て江戸へ下りに相成たとの事ゆへ、あちらこちらに漂泊いたして漸江戸へ着いたしたる処、今日御親子御対顔にて西丸(六十四才)へ御直りと申、大岡役宅へ御乗込に相成故後をしたつて来る。村山の忪が上様の御落胤なりと申ては勿体なしと存、「私は典一坊母に御座る」と願つて出たり。よつて相尋たる処、今申上候通り身の始末をこまやかに申上たるゆへ、大岡越前守さま「夫にて相分りたり。我推察に不違、実の佐渡の典一坊を殺して法沢と入替たるに相違有間敷、先此女は下宿申付る」と有て御下に相成。(六十四才)へ「扱此上は典一坊召捕より外なし」と有て紀州より之身知り人を呼出し、「扱其方共遠路之処太義至極と存る。夫に付半は相分つたが法沢と申ものに先は相違有間敷と存れ共、夫までにも弥の処見定んければ不相成、今此通りを連て通る間、其方共此所に居てふし穴よりよく見升る様」と廊下に差置、頓てへ越前守奥に來り、「乍恐越前言上仕る。先刻より定て御待(六十五才)兼に被為人、私義も何かと下知いたし、御機嫌も不奉伺恐入候段御用捨ひとへに奉願上、只今老中伊豆守御迎ひに罷出候得共、彼是余程手聞取可申かと存候間、嘸かし御退屈にて被為人候半と存、私娘実以恐入候義に御座候得共鹿茶差上度、何卒困へ御通り被下置升る様、偏に奉願上する」と言上に及びけるが、へ典一坊、伊賀亮不居ゆへ参つてよひか不参方が宜ひや一切(六十五才)相分ず、「左京如何いたさん」と御相談に相成故、へ藤井左

京の了簡にては、「是は越前守先達て悉く無礼いたし、此度西丸へ御直りに相成たる時、御機嫌不直時は身の為に相成ずと存娘を以御茶を献じ、若御目に留り御妾に御引揚にても願ん心底と相みへ、当時八代家の大御氣に入と申、名奉行と呼ぶ、程の者なれば、何れ能様に致し置んければ後日宜敷有間敷」と存、殊に実（六十六才）の御落胤には非ずと存、へ「乍恐是は折角越前守願に候得ば、御通り被遊可然奉存。殊に老中伊豆守罷出升る迄は間も有之かと存、御出が宜敷御座り升う」。へ「いかにも尤の義、然らば參らん」と有て是より囀へ通り、いよ／＼召捕のつひき成らざる落着の一件は鳥渡一息。（六十六ウ）

扱いよ／＼読切りと申事に相成り、是より（鈴木本「是より」なし）越前守さま御骨折何程の事なりしや、三度迄腹へ短刀を突立たると申、然共今に於て天下に名奉行と呼れ、分家本家に於て三万石頂戴いたし歴然として立居、是偏に越前守誠忠の顕る処、皆今に於て越前守との致置たる処の捌を見習て致さる、と申、実に以古今無類の名奉行と相見へ升る。既に御落胤典一坊身の上いよ／＼相分、実の典一（六十七才）坊母迄出て見れば、法沢より外有間敷と見知る人を廊下に差置、囀ひに案内に及んと廊下を通行に相成。へ既に典一坊御座を御立に相成と、越前守先に立て、「シイ／＼／＼」と御先を払て罷通り、其処に來ると、「エヘン／＼／＼」とせき払ひいたし罷通る。囀ひに案内いたして、「暫らく御扣へ被下置升る

様」と申て越前守下り、跡には典一坊・藤井左京・浄楽院・大森彈正限り也。へ扱越前守（六十七ウ）どの身知り人に向ひて、「どふじや今通行に相成りしが則典一坊殿たり。其鏡王院弟子法沢には是あらざるや」。へ「御意に御座り升る。昔とは事替り悉く立派なる出立に候得ば、聡とは分り兼候得共、法沢に相違ある間敷様子に御座り升る」。へ「いかにも此上ともにあれへ參つて能々見る様に」と典一坊を案内いたしたるふし穴より見せ、へこちらは召捕りの支度に及ぶ。与力衆拾人嚴重に出立、「扱其（六十八才）方共は余の者を召捕候様。予は典一坊を召捕。仮初にも上様御落胤と申たる者、余のもの、手に掛る事本意非ず」と存、越前守殿其支度に及び股立高く取上、たすきを引かけ鉄刀取て扣たり。頓て物かけより致て様子を伺居るとへこちらは典一坊、囀ひへ案内と申事ゆへ通り相扣たる処、暫く在ても何の様子もなく、よつてあたりを思わず振むひて見ると、こはいかに法（六十八ウ）沢以前國を立出る時着したる処のおひ、其外或は菅笠御衣其外七品と申、堅田の浦におゐて犬をころし血を付て海へ投込たる品をあちらこちらに懸置、茶の湯の気色少も無之事ゆへ、典一坊大に驚き、「扱は事露顯いたしたり」と見て居る内に面色変る。へ此体を越前守伺居たるが、「扱は面色替るからは、法沢坊主に相違無之」、一同与力衆に、「それ」と下知に及んだる処、（六十九才）へ「心得候」と十人の与力緋房の鉄刀追取、「おのれ天下を伺ふ曲もの、紀州名草郡法沢御上意」とこへをかけながら踊込で組懸ると、大森彈正は一向似せものといふ事不存ども

浄楽院・左京は承知の事ゆへ、「扱は事顕然いたしたり」とぞんじ、手向はんと存たれども脇差は茶の湯と申事ゆへさし置いて参り、漸々中啓壺本而已故、中啓を取直し突て向ひたれども、こ（六十九ウ）ちらは天下に名を得し与力十人打重り、中々以て可及や、終に大森彈正・藤井左京・浄楽院召捕に相成、典一坊は越前守殿踊懸り、高手（鈴木本「高手」小手）にいましめたり。へ時に越前守法沢に向ひ、「扱其方事、此度上様御落胤なりと申、全く似せもの顕れ御召捕と相成、一々身の上申上イ」。へ典一坊少しもさわがずして、「いかにも斯相成からは無慥。一々申上ん。先（七十オ）某事は元常陸の国土浦の城主土屋相模守浪人嘉伝次と申もの、忤にいたし、六才の時に紀州名草郡平野村鏡王院弟子と相成、十三才の時に紀州名草郡同村おさんと言ものより娘沢の井、当八代様いまだ徳太郎と申上たる御時御手の懸り御種を宿し宅へ帰り、出生に相成たる処、其儘御果沢の井も是に驚き血をあげて相果。然る処此もの事（七十ウ）知る人恚人もなしと申事也。殊に御墨附・短刀の二品を所持いたす趣、殊に某事同年同月同日同刻の生れにして能幼顔まで似て居ると申事故、爰におゐて十三の時（鈴木本「十三の時」なし。悪心起り）極月大雪の折から酒を持行、とつちり酔せくびり殺して炉にのめり込で恚人死したる体にいたし、御墨附・御短刀を盗み取り、夫より翌年是も極月十三日煤弘の節、師匠鏡王（七十一オ）院に鯁汁の中へ毒を入れて殺し、明年春は諸国修行と号し平野むらを立て、二里下堅田の浦におゐて犬をころし、衣を染て海へ投入、人手

に懸りてころされたる体にもてなし、夫より肥後国熊本の下に懸りて荒物屋に四年奉公いたし金四百兩盗取立出、大坂行の船を頼り乗たる処、海上にて難風に出合、土佐（土佐）に上り其処にて水戸殿の浪人赤川大膳・藤井（七十一ウ）左京に出合、身の上を物語り味方に附、手下貳拾八人をころして、夫より三人づれにて美濃の国長洞に來り、浄楽院典忠を相頼。然るに此度（寺の誤）に佐渡相川在小島村浄（浄）学寺門前におゐて行倒れのもの有之、このもの、懐に有之とて小僧墨附・短刀を持居る。是は村山七五（三）之介と申者の書付なり。此典一坊と申小僧、幸ひと是をころして我髪を卸し典（七十二オ）一坊と入替に相成、上様御落胤なりと申立る。実に似せもの故はり附く、右の通り一々口書を取。然る処へ赤川大膳召捕参たるゆへ大膳を呼び出し、へ「其方事旧悪あらん、一々申上イ」。へ大膳「某事は水戸の藩中三千石を領す藤井紋太夫と申もの、忤、浪人いたして身の（たか）無之依て切取強盜は武士の習ひ、山賊渡世此たび似せもの承知にて典一坊へ味方いたしたるに付（七十二ウ）て、何れはり付く」。是も悉く始終口書取て、へ「しからは藤井左京、其方はどぶじや」。へ左京「某事は右同断、赤川大膳と共に山賊渡世、元は京都二条の雑掌を相勤、浄楽院とは従弟どふしにて伯父を殺して京都を立退、依て伯父殺し、是もはり附く」。へ「然らば浄楽院其方は」。へ典忠「拙僧義は只今左京申上候通、叔父を殺して立退き本名は藤井典膳と申、十年（七十三オ）余り盜賊渡世いたし人相書にて尋られ、関東はひくわひ不相成、依て無慥美濃の国長洞村浄

樂院典山和尚の弟子と相成、其後師匠典山を縊り殺し、我譲り弟子と似せ筆を以て且家を偽り後住に直り、此度如此の始末、是以咎の義はいふべき方なき致方、御勝手次第。へ「シテ大森彈正は」。伊予松山浪人致して是迄何のあしき事故たる事無之、此度は実の御落胤と只今迄相心得ず味方仕升て（七十三ウ）御座る。へいふと典一、「是越前殿、此度の義は似せもの承知にて味方致たるは山内伊賀亮并此四人計也。外に供するといへども、皆々実の御落胤と心得味方致したる事ゆへ、左様に御承知有て何卒外のものは一切咎の無之、此もの共計余は其儘にいたし呉升る様。へ「それは不知とあれば致方は別にある。赤川大膳、今日は其方と山内伊賀亮如何いたし八ツ山に残りたるや、一々申上イ。へ大（七十四オ）膳「さればなり、山内伊賀亮は兼て似せ者と露頭いたしたる事天文を以悟り、依て此度八ツ山に残り切腹の了簡なり。然るを某は血氣の勇にほこりて不思も切て出、如斯召捕に相成死恥をさらすなり。へ「シテまた山内伊賀亮は似せもの露頭を考ひ知つたる程ならば、如何いたして不残八ツ山に残り切腹に及ばん。へ「さればに候、昨夜某も其事を申ける処、典一坊・浄楽院・左京は悉く旧悪あり、（七十四ウ）殊に此度越前守殿身分調に付ては、一度老中懸りを以て調たるを又調直す杯と申事は一通りの骨折に非ずと其心を感心いたし、此たび骨折の功にめんじ召捕せん、乍去伊賀亮外に悪事とては無、此たび似せもの承知で味方いたしたる間是のみなり。然るに召捕に相成死恥をさらすより、切腹と申て八ツ山に残りし」と、一々伊賀亮心中

申上る故、へ大岡越前守殿悉く感心に及び、へ「然らば」と有（七十五オ）て「此もの共は其儘からめ置、此上は先家来の内頭分計召捕らん」と有て、夫々下知に及ぶ。先九人の浪人計召捕に相成りけるが、「騒がせず召捕らん」と有て謀事を申付。へ依て公用人石子伴作罷出、座敷に通ふり相待居る処に罷出で、「扱皆々さま定て退屈に入らせられん、只今老中伊豆守登城に及び御迎ひに罷出。然れ共余程御ひま取申候間、其間に御茶沓差上度御老人宛御通ふり（七十五ウ）被下」と申ゆへ、へ吉川・島・戸村、「是は先日無調法を申上、夫に付家来こそ大切也と存、酒を出すと相見へたり。先通りに馳走に相成らん」と有て先老人宛と申す事故、第一番には吉川民部罷通り、案内につれて奥に参ると案に不違銚子と盃を持出、向ふへは肴を並べ置、「定て御退屈に入らせられん。先沓ツ召上る様」と盃をさし出すゆへ、へ吉川民部実の事と心得升て、頓て盃を取上ると銚子（七十六オ）を持て片脇により酒をつぐ故、へ民部何心なく両手に持て差出し小手の延たる処を左右より致して、「御上意」と左右の手を取て早速しぼり上るゆへ、何かはもつてたまるべきや、召捕て片居に押し込。又立出で、「御次御通り被成」と申て連参りては、右の通りにいたして召捕。へ吉川民部・島左近・戸村次郎右衛門・山根祐介・石田典膳・石川内匠・斎藤逸八・古内吉左衛門とも御召捕に相成、扱また諸供（七十六ウ）の義は一切御構ひ無之に付老人門前に立出で、「此たび上様御落胤なりと申たる徳川典一坊は似せものにていたして、御召捕に相成たり。其方共には一切

御構ひなし、勝手に引取升る様」と申渡と、へ御供の者一同是を聞て、「御構ひなし」と申事故靜に引取も宜敷処だが、似せものと聞と我先にと、「バラ／＼／＼」と逃散る。へ是にて事相濟、是より直に大岡越前守殿登城に及び、右之段一々言上に及ん（七十七オ）だる故、へ上様におゐて悉く御感心被遊、「何れとも仕置之事宜敷様に」と有之ける。「乍去典一坊義は予に似より居ると申、且又予が落胤なりと申たる事なれば、是はふくんで取計へ候得」との御上意に依て、

へ比は享保十一年惣落着と相成、先第一典一坊には此度の本人也といへ共、上様の御声懸りに依て、是は打首の上にて獄門に被仰付。赤川大膳・藤井左京・浄樂院（七十七ウ）右三人は江戸町引廻しの上にて日本橋におゐて三日さらしの上はり附に被仰付たり。へ扱また跡九人のも共三ヶ年程遠島被仰付、其外のもは一切御構ひなく只八ツ山御殿計御取払ひに相成、是にて惣典一坊事相濟。此折柄は大岡越前守どの我が功を悉く伊豆守殿へ譲りたるゆへ御取立も無之、翌年に相成老万石被下置寺社奉行被仰付、又々ほど有て御加増被下置趣御沙汰に相成（七十八オ）と越前守殿辭退に及、其身は隠居いたし、弟御取立を願ひ升る。依て弟義御召出に相成二万石被下置、是は当時岩槻の御城主大岡主膳正殿御家に御座ります。寺社奉行相勤、今におゐても本家は三州西大平におゐて老万石、分家は武州岩槻におゐて二万石被下置、両家ともに曆然（ニギハヤヒ）といたして立居ると申、是が典一坊一件、大岡越前守忠相殿大働らきの御物語は是に

御座り升る。（七十八ウ）

享保太平記 卷之拾 大尾（七十九オ）

本稿にはハンセン病患者に対する差別意識からなる記述が一部に見られるが、資料的価値を重んじ、そのまま翻刻した。